

ENSG
Ethnicity, Nation, Society,
and the Globe:
Ethnic Minority Studies
(vol.3)

エスニック・マイリテイ研究
第3号

2020 年 2月
エスニック・マイリテイ研究会



『エスニック・マイノリティ研究』 第3号

目 次

書評特集：移動管理と市民権

左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー：

旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』（世界思想社、2017年） 松岡 格 5

現代史における「被害」・「犠牲」の記憶形成と国民統合：

川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の

歴史のなかで』（白水社、2019年）を手がかりに 辻河 典子 9

南アフリカは特異な国家なのか

J A 日下 17

貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』（岩波書店、2018年）

北田 依利 21

ユーリー・コスチャシヨーフ（橋本伸也・立石洋子訳）『創造された「故郷」

—ケーニヒスベルクからカーリーニングラードへ』（岩波書店、2019年）

遠藤 嘉広 29

研究動向

チェコにおけるフランス革命史研究についての一考察—ダニエラ・ティンコヴァーを中心に

森下 嘉之・水野（角田） 延之・春山 雄紀 35

書評

神原ゆうこ『デモクラシーという作法—スロヴァキア村落における

体制転換後の民族誌』（九州大学出版会、2015年）

森下 嘉之 47

執筆者一覧

53

書評特集

移動管理と市民権

[書評] 左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー： 旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』 (世界思想社、2017年)

松岡 格

ヨーロッパのエスニック・マイノリティである「ジプシー」という名は日本でも知られている。本書によればこれはヨーロッパを中心に世界各地で暮らす、来歴や出自の異なるマヌーシュ、ジタンあるいはヒターノ、ロマといった人々を含む、かなり広い呼称である。著者の左地亮子は、その中でマヌーシュと呼ばれる人々を中心とするフランス南西部ポワ地域の子プシーを対象に調査を行ってきた。

かつてジプシー達は国境を頻繁に往き来することも含むような、移動生活を繰り返していた。そのため旅の道具が、古くは家畜、現在では自動車等に牽かせたキャラヴァンであった。

それに対して特に20世紀以降、ジプシー達にとって伝統であった、そうした移動を繰り返すようなゆるいノマド的な生活が難しくなってくる。その中で集合宿营地などにおいて暮らす人々も現れる。

フランス政府がこうしたジプシーをはじめとした「移動生活者」を施策の対象として明確に把握し始めたのは20世紀に入ってからであった。ただし、初期においてはジプシーの人々を掌握し、監視することに重点があったようである。その際に用いられたのが「人体測定手帳」、「移動手帳」といった一種の身分証である。その後フランスでは移動生活者への定住化政策（ベッソン法の施行）が進められ、ジプシーもその対象となる。そこから出てきたのが上記集合宿营地であり、かつて決まった住所を持たなかったジプシーのある種の所属先を決めるような制度、「受け入れ地」、つまりジプシーが身分を登録する地方自治体を決めるような制度の運用が開始された。これによってジプシーをめぐる人的なつながりも変化をみせて、地縁的つながりが従来よりも重要性を持つようになる。一方で、生活形態の変化の中で、ジプシーの人々の経済生活はむしろ周縁化され、場合によって社会的保護制度に頼らざるを得ない、という部分が出てくる。

このような情勢の中で、かつてのような移動生活を中心とする生活（いわば旅に生きるような生活）は変更を余儀なくされる。

しかし、本書を通読して明らかになるのは、こうした「定住化の時代」にあってもジプシーの人々が、定住民とは異なる、独自の生き方を模索しているということである。著者のフィールドワークなどから浮かび上がるのは、政府が考えているような「定住」の形ではなく、「家族用地」などを利用しながら、しかし（かつてのような移動形態とは異なるものの）やはり移動を繰り返すような、多様な定着の形を実践する人々の姿である。

そこであらためて注目されるのが、移動をともにする、「居住の道具」としてのキャラヴァンである。政府や建築設計者が想定していたのは、集合宿営地に家屋（適合住宅）を建て、そこに居住してもらって、屋外にキャラヴァンを置いてもらう、という形であると思われる。それに対してマヌーシュの人々が行ったのは、一日のほとんどを野外で生活し、キャラヴァンで眠る、という生活である。「家屋」として用意されたモノは、むしろ食事や応接など極めて限定された機能や機会でしか用いられない。つまり日常的な生活行動において、マヌーシュの人々は「家屋」という他者の視線が届かない、閉じられた空間の中で過ごすことはほとんどなく、屋外（野外）にテーブルや椅子を並べて他者と交流する空間に自らの身を置き、共同体の中で互いに見る／見られるという関係、共在感覚の中で生活する。唯一比較的プライベートな空間が、キャラヴァンの中なのである。またキャラヴァンの持ち主が移動を望めば、宿営地を出て他の拠点へと移動してそこに一時止まり、またともに移動する、キャラヴァンと人間の身体との関係は、ある種の相棒のような関係にあると言えるのではないか。

このようなキャラヴァンはマヌーシュの結婚などの人生儀礼やそこに至るプロセスにおいても重要な役割を果たす。このような人間とキャラヴァンとの特別な関係は、人間の死に際しても見られる。マヌーシュの誰かが亡くなると、そのキャラヴァンも処分される。誰かに譲り渡す、ということはある得ない。葬儀が終了すれば、死者の名前を口にすることは避けられ、キャラヴァンを含む死者の所有物は廃棄される。共同体の中でその人について語ることは敬意をもって忌避され、彼／彼女の名前は共同体の中で二度と用いられることはない。その名前は、マヌーシュの人々の沈黙の中で、つまり沈黙の共同体の中で守られることになる。

近代化は我々の生活をより快適にするようなものや制度をもたらした一方で、そのことが一方では我々の生活を窮屈にしている側面もある。現代社会に暮らす我々は、現代の制度を柔軟に乗りこなすような、しなやかに生きる知恵を磨かなくてはならない。上記のように定住化の中にあって、型にはまらない生活を実践するマヌーシュの人達の生き方は、そのお手本とも言えるかもしれない。

著者の左地亮子は筑波大学大学院博士課程を経て本書執筆時点では日本学術振興会特別研究員、現在は東洋大学に勤務する人類学者である。著者による著作は2015年に日本文化人類学会学会奨励賞を受賞するなど高く評価されている（『文化人類学』に掲載された論文）。また本書も2017年に第39回「サントリー学芸賞」（思想・歴史）を受賞している。また本書刊行後も盛んに論文著作を發表し、精力的に調査・研究を続けており、今後もその研究成果が大いに期待される場所である。

最後に評者として興味深かった点を2点挙げておきたい。

一つ目はマヌーシュの人達とキャラヴァンの関係と裏表の関係にある、マヌーシュと家屋との関係である。例えば最近台湾原住民を研究するある先生と話していて興味深かったのは、ブヌン族の人々にとって家屋とは、狩猟を行う生活の合間に一時止まるに過ぎない場所らしいということだ。本書のジプシーの例やこの台湾原住民の例を知って考えさせられたのは、移動を繰り返す人々にとって「家屋」とはどのような意味を持っているのか、という点である。ある土地に定着して農耕生活を行う農耕民族にとっては「家屋」というのは特別な意味を持っているのかもしれない。しかしジプシーのような移動生活者や台湾原住民のような狩猟採集民族にとって「家屋」が同じような意味を持っていると考えるのは違うのだろう、ということである。つまり「家屋」の形態が異なる、ということではなく、生活の中の家屋の位置づけ自体が文化によって異なると思われるべきなのかもしれない、ということである。

もう一つは「沈黙の共同体」に関わる点である。マヌーシュは公的書類に登録される名前（「パピエの名前」「学校の名前」）以外に、「あだ名」とも「本当の名前」ともいわれる「ロマノ・ラップ」と呼ばれるもう一つの名前を持っている。ロマノ・ラップは文字化されない、音としての名前である。文字化された「パピエの名前」は定住民相手に用いられるものであり、マヌーシュ社会内部で重要性を持っていない。沈黙の対象となるのはこのロマノ・ラップである。生前にマヌーシュの間で呼ばれていたロマノ・ラップが、敬意をもって沈黙の対象になるのである。実はこれも台湾原住民でも似た例が見られるのである。ヤミ（タオ）族はテクノニミーという、一番若い世代（子供）の名にしたがって上の世代の人名が変化する名制を持っている。つまり子の名前によって両親の名前やその上の世代の祖父母の名前などが変化していくのである。しかし彼等はこのような関係的な名称以外に、同時に個人に固有の名を持っている。しかし、社会生活において後者はほとんど出てくることがない、隠されているのである。ヤミ族の場合、これは生きている何者かから身を守るのではなく、死者、つまり悪霊から自分を守るためであると考えられる。公的書類に登録されてきたのはテクノニミーによる名前であり、個人を特定される名前は守られてきたことになる。一方で本書によれば、ジプシーの場合は代替不可能な特定の個人に対する強い敬意を示すもの、つまり個人の尊厳を守る行為である。隠された「本当の名前」が意味するところはこの二つの文化の間では異なっているようである。しかし、公的書類との距離感を示す例としては興味深い対応を示しているのかもしれない。

左地亮子著『現代フランスを生きるジプシー：旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』（世界思想社、2017年）。定価 5,200 円（税別）。

[書評] 現代史における「被害」・「犠牲」の記憶形成と国民統合： 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の 住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019年)を手がかりに

辻河 典子

はじめに

第二次世界大戦の末期から直後にかけて、ドイツ東部からヨーロッパ東部にかけての地域では約 1500 万人のドイツ系住民が居住地を離れた。大戦末期に赤軍の侵攻を前にして西方への逃亡を余儀なくされた者たち、戦闘終息後にナチ占領下で鬱積した憎悪や報復感情に導かれて自然発生的に生じた無差別追放の対象となった者たち、1945 年 8 月のポツダム協定にもとづいてポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーから強制移住（1947 年頃からは秩序だった移住措置）の対象となった者たちである。一連の住民移動は恣意的な殺害や略奪、虐待、報復、性暴力を伴い、犠牲者数の見直しが行われた近年でも直接の犠牲者は約 50-60 万人に上ると推定される。1990 年以前の西ドイツと現在のドイツではこの過酷な住民移動が「追放 *Vertreibung*」と総称され、この過程で生じた大量の移住者は「被追放民」と呼ばれる。東ドイツではこの住民移動とそれに伴う移住者は「移住 *Umsiedlung*」、「移住民 *Umsiedler*」と呼ばれたが、東側諸国への政治的配慮からこのテーマはタブー視されて抑圧される傾向にあった。「追放」の概念をめぐる論争が未決着であること、および「移住」という語に特定の政治的含意があったことを考慮し、本書は「追放」・「移住」の語を一貫してかぎ括弧付きで用いている〔注 10 頁（序章注 (2)）〕。

著者の川喜田敦子は、この第二次世界大戦後の「追放」をめぐる研究、更にはドイツでの第二次世界大戦にまつわる記憶との向き合い方をめぐる研究について長年取り組んできた。本書は被追放民の統合局面を扱った課程博士論文（2001 年提出）を大幅に加筆修正したもので、「追放」の構想・執行・統合・記憶形成の 4 つの局面を実証的に論じている。まさに著者の長年の研究の集大成である。

書評に先立ち、書名にも含まれる「東欧」という語が指す範囲について確認しておきたい。「東欧」とは単に地理的な位置関係としてヨーロッパ東部を指すこともあれば、冷戦期の社会主義東欧圏のようにイデオロギーが反映された領域を指すこともあり、論者の思想背景や地域認識を如実に反映する可変的な語である。しかし、本書で「東欧」という語が指す範囲は明確に定義されておらず、所々でその範

囲に違いが見られる¹。評者が読んだ限りでは、中世以来ドイツ語話者が居住したヨーロッパ東部地域のうち現在ドイツ領に含まれない領域を主に指すと考えられる。以下で述べる「東欧」ではこの定義を用いる。

以下では、本書の内容と意義をまとめ、エスニック・マイノリティ研究のために本書が手がかりになるポイントについて評者の専門であるハンガリー現代史の立場から考察する。

1. 本書の概観

本書は序章、計 11 章の本論、終章から成る。序章では、まず「追放」に関して前述した定義と、「追放」が「第二次世界大戦後の全ヨーロッパ規模での地域秩序再編、ドイツの社会再編、そしてその同時進行性を考える上で欠くことのできない要素」〔10 頁〕であることが紹介される。

被追放民の統合が東西ドイツ社会に与えた衝撃の大きさと冷戦下で持った政治的意味は「追放」をめぐる研究にも影響を及ぼし、このテーマが純粋な歴史学研究の対象となったのは東西ドイツ統一後のことであった。2000 年代には「追放」をめぐる議論は活発化し、「追放」と統合に関する実証研究から「追放」をめぐる記憶構築へと重心が移るようになった。2000 年代は EU の東方拡大を控えた時期でもあり、「追放」を 20 世紀ヨーロッパ史の文脈に位置づける研究が進展した。これを通じて、通時性の認識（20 世紀前半のヨーロッパで展開された多数の住民移動の縦の歴史に連なるものとして「追放」を理解する）と共時性の認識（同時期に東欧一帯で展開された住民移動の横の連関の中で「追放」を理解する）が深まり、「追放」の執行局面に関する通時的・共時的連関についての認識が進んだ。しかし、著者によればこの認識の変化は統合の局面に関する議論にはまだ及んでいない。また、通時性・共時性の認識により、「追放」をめぐる歴史叙述がドイツ中心の語りに支配されてきたことも明らかになった。

そこで、著者は「本来、すぐれて世界的文脈に位置するはずのこのテーマをめぐる、これほどにドイツを中心とした語りが成立した理由を、現実と歴史記述が交差するポイントに目を向けて考えること」〔15-16 頁〕が本書の目的であると述べる。著者が注目したのは東西ドイツの建国期、特に西ドイツでの被追放民に対する文化保護政策である。著者はこの文化保護政策を、歴史的事実としての「追放」と、被追放民に対する統合政策と、「追放」と統合を対象とする歴史叙述の成立過程の結節点として位置づける。

第 1・2 章は「追放」の前史を通時性と共時性の両面から解説する。第 1 章は「追放」につながる通時性の軸（諸民族が混在する東欧において 19 世紀後半に領域内の住民の単一化を目指す試みが始まり、20 世紀初頭の第二次バルカン戦争後に導入された住民交換の実践へとつながったこと）を意識しながら、20 世紀前半に住民交換のモデルとして機能したトルコとバルカン諸国との間の住民交換と「追放」の直接の前史となったナチ体制下の民族移住政策に特に注目する。両者の流れの中で、第二次世界大戦期に連合国の間でドイツ系住民の強制移住が構想され、実行に移されたからである。第 2 章は住民移動の共

¹ 例えば 23 頁にはドイツ語話者の移住先として東欧、中東欧、南東欧の 3 つの地域名が登場しており、著者はドイツよりも東の地域の呼称を「東欧」以外にも意識していると考えられる。実際、第 2 章の「南東欧・ソ連におけるドイツ系住民の移住」〔54-56 頁〕ではユーゴスラヴィア、ルーマニア、第二次世界大戦後にソ連領となる東プロイセンが扱われ、著者は「南東欧」という語でユーゴスラヴィアとルーマニアを念頭に置いていると考えられる。しかし、その後の記述ではこれらの地域も「東欧における様々な住民移動」〔56-59 頁〕の事例に含まれており、「東欧」という語で指す範囲が一義的に定まっていない。

時性の軸、すなわち第二次世界大戦後の東欧各地で住民移動による民族秩序の再編が図られたことを意識しながら、ドイツ系住民の「追放」が構想・実行された過程を紹介する。

第3章から第6章は東西ドイツそれぞれでの被追放民への統合政策の特徴を考察する。第3章はソ連占領地区時代を含めた東ドイツの政策に注目する。政権を担ったドイツ社会主義統一党にとって、東部国境問題の解決は外交・内政双方の利益と絡み、二重の意味で体制の安定化を意味した。ゆえに「移住」と「移住民」に関するテーマは東ドイツではタブー化され、被追放民が持つ文化的伝統や東部地域の記憶は意識的に抑圧されることとなった。また、「移住」がナチスの侵略戦争の帰結とされた点は東ドイツ独自の視点であった。

一方、第4章から第6章は西ドイツの政策に注目する。第4章は被追放民の法的地位を扱い、西ドイツ建国後に被追放民の国民としての同権化が図られるとともに、国籍規定において被追放民という特殊な地位の永続化が図られたことが指摘される。「ドイツ民族に属する者」にドイツ国籍を付与する原則はナチ時代の民族移住政策の発想と同じであり、それが西ドイツの国籍規定にも継続された。第5章は、1950年代前半に整備された支援枠組みを受けて西ドイツの被追放民が1950年代半ばから復興期の労働市場へ参入し、経済的・社会的に統合されていった過程を論じる。西ドイツの被追放民が「経済の奇跡」の中で1960年代には統合されたという「早期統合神話」について、その一面性ととも、西ドイツ社会（戦後史にポジティブなアイデンティティの源泉を求めた）と被追放民（他者化する言説や偏見に抗うために復興を支える労働力として自己表象しようとした）の双方が創出したものであったことが指摘される。第6章は、西ドイツ建国後に結社が解禁された被追放民組織と連邦政府との関係を扱う。旧東部地域に関する被追放民組織の主張は、連邦政府の公式の政策と基本的に一致している限りにおいて認められていた。また、連邦被追放民法第96条で被追放民の文化保護が連邦と州に義務づけられたことは、被追放民が西ドイツの旧東部領をめぐる政治的要求を正当化する存在であったことを示した。この文化保護政策は「移住民」の存在が抑圧の対象とされた東ドイツとは大きく異なった。

続く2つの章ではこの文化保護政策の対象となった旧東部領に関する研究教育活動が扱われる。第7章では戦後初期の私的なイニシアティブから始まって1960年代初頭まで刊行が進められた『追放の記録』の編纂と1959年に刊行された論文集『西ドイツの被追放民』のための研究プロジェクトが、第8章では被追放民の故郷である旧東部領に関する東方研究教育活動が取り上げられる。いずれも東部領の喪失と東欧の共産主義化を受けた政治的意図から行われた国家事業であったが、特に東方研究教育活動はヴァイマル期以来の人的・制度的連続性を有し、西ドイツが第二次世界大戦の帰結とどのように向き合うのかという問題と深く関わっていた。

これを受けて第9・10章は、西ドイツにおける被追放民の文化保護政策が東西ドイツ間の関係や「過去の克服」にもたらした影響を考察する。第9章によれば、建国期の西ドイツは旧東部領回復要求や反共産主義を基本的な政治路線として位置づけており、その点に被追放民の文化を保護する意義が認められ、被追放民の文化事業への助成が行われていた。東ドイツはこの西ドイツの政治的意図や東方研究教育活動を批判したが、助成される文化事業の内容が根本的に見直されることはなかった。第10章によれば、1950年代に被追放民が旧東部領回復要求や反共産主義を体現する存在として位置づけられたことで「追放」が第二次世界大戦における被害体験として西ドイツの集団的記憶の中で確固たる位置を占めるに至った。そして、その「追放」の原因を共産主義の暴力に転化することで、前史にあたるナチ時代の出来事と切り離して「追放」を認識する枠組みが西ドイツでは形成された。ナチ時代に東進政策に寄与

した東方研究の伝統に対する批判的な自己分析も 1960 年代に入るまで現れなかった。

第 11 章はこうした状況が 1950 年代末から 1960 年代にかけて変化した様子を扱う。1950 年代後半の西ドイツでは、被追放民の統合にはまだ課題を残していたが、経済復興の中で就業率が上昇し、被追放民の社会的な充足感も高まった。入植先の地元住民との距離も近づき、「早期統合神話」が経済復興と並んで西ドイツの成功の歴史を構成する重要な一要素となった。これを受けて 1960 年代には被追放民に関わるテーマが徐々に一般社会の関心事から外れ、研究も下火となった。また、東西ドイツ間・米ソ間の関係が転換する中で、反共産主義を体現する存在たる被追放民に関する言及も減少した。旧東部領に関する西ドイツ国民の間での認識も希薄化する中、被追放民組織は周縁化していく。

終章ではこれまでの議論を振り返りながら、1950 年代の西ドイツにおける「追放」の記述が前史たるナチ時代の民族移住政策から切り離され、冷戦下の目前の「敵」である共産主義国に批判の矛先を向ける記述が支配的となったことで、住民移動の背後にある国民国家の原理を根源的に批判することができなかった点が指摘される。また、冷戦終結と東西ドイツ統一によって、1990 年代以降は 20 世紀ヨーロッパ史の文脈に位置づけて「追放」を記述する可能性が開かれたが、統合の成功に関する記述はドイツの内政問題であるがゆえに余り影響を受けなかった。これらが、序章で著者が提起した課題である「追放」をめぐって「これほどにドイツを中心とした語りが成立した理由」に相当すると思われる。統合の成功に関する記述に対しては、著者は被追放民とホスト社会の双方が大きな社会変動、価値変動に飲み込まれる中で統合が進行したという視点を持つことの重要性を指摘する。最後には「追放」と統合をめぐる国際比較研究の可能性として、強制移住をめぐるヨーロッパの通時的・共時的認識枠組みの中にアジアの事例を位置づけることへの展望も示される。

2. 本書の意義

以上の内容整理から本書の意義を三点指摘し、各々に評者なりのコメントを付記したい。第一の意義は、第二次世界大戦後のドイツ系住民の「追放」と統合をめぐる、その構想から執行、移動させられた人々の統合とその記憶形成までの全体的な枠組みを提示した点である。このような一連の全体像が日本語の研究書で示されたことは、ドイツ現代史の研究に限らず、日本における現代史の研究全般にとっても非常に意義深い²。

但し、全体的な枠組みが提示された代わりに、「追放」された当事者の経験、特に定住過程の実情への言及が第 5 章第 4 節など一部に限られてしまった。本書を手がかりに個別の事例研究が進み、「追放」の諸相が更に解明されることが期待される。

本書の第二の意義は、「追放」を直接の前史であるナチ時代だけでなく、20 世紀初頭に始まる国際的な承認下での国民国家イデオロギーの実体化の潮流の帰結に位置づけたことである。この潮流に位置づけたことで、終章にあるように「追放」と統合をめぐる国際比較研究の可能性も開かれたと言えるだろう。

また、第 8 章などで西ドイツにおける東方研究教育活動にはヴァイマル期からナチ期を経て人的・制

² 本書刊行後、著者は第二次世界大戦後のアジアとヨーロッパの住民移動の比較研究として、合衆国の動向に注目した論文を發表している。連合国の人口移動に関する政策を世界史的に考える上で、同論文は本書第 2 章を補完する。川喜田敦子「第二次世界大戦後の人口移動——連合国の構想にみるヨーロッパとアジアの連関——」、蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編『引揚・追放・残留——戦後国際民族移動の比較研究』（名古屋大学出版会、2019 年）、74-97 頁。

度的に連続している側面があったことが指摘されていたが、同様の傾向は評者が専門とするハンガリーでも地理学や民族学など複数の学術分野で見られ、政治と深く関わっていた点も類似する。こうした比較の視点も今後の国民国家イデオロギーをめぐる研究に寄与するように思われる。

本書の第三の意義は、領域内の住民の民族構成を単一化しようとする国民国家イデオロギーへの向き合い方に冷戦が大きな影響をもたらしたことを明らかにした点である。第二の意義で述べたように、著者は国民国家イデオロギーが国際的な承認下で実体化が進められた潮流の帰結として「追放」を位置づけた。しかし、冷戦が本格化した1950年代以降、西ドイツでの「追放」をめぐる言説は、冷戦下の目前の「敵」である共産主義国に批判の矛先を向ける記述が支配的となった。このため、「追放」をめぐる叙述は前史たるナチ時代の民族移住政策から切り離され、その背後に存在した国民国家イデオロギーが根源的に批判されることはなかった。また、東ドイツでは東部国境問題の解決が外交・内政双方の利益と絡んだことで「移住」と「移住民」に関するテーマがタブー化された。このように、東西ドイツ両国における「追放」をめぐる言説には冷戦が大きく影響していた。

では、こうした旧東西ドイツ間における歴史認識の差異に対して、冷戦終結後の東西統一を経たドイツではどのように取り組まれてきたのだろうか。本書は東ドイツも射程に収めて、戦後のドイツ国民をめぐる統合過程を議論する前提を提示している。冷戦期やポスト冷戦期が本格的に現代史研究の対象となった現在、体制転換後のドイツ・ポーランド間など国家間での取り組みだけでなく、ドイツ国内での歴史認識の差異への取り組みへの言及もあればより充実した内容になったのではないと思われる。冷戦終結後の旧ソ連・旧社会主義東欧諸国における歴史認識については日本でも研究が進展しているが³、東西統一後のドイツ国内に関しても歴史認識をめぐる観点から考察することは重要であろう。

3. 国民統合をめぐる研究への視座：ハンガリー現代史研究の立場から

最後に、本書が描き出した「追放」の記憶形成を出発点として、評者が専門とするハンガリー現代史の観点から、現代史における「被害」や「犠牲」をめぐる語りを通じた国民統合のあり方に対する研究の展望について考察を加えたい。

社会主義東欧圏に属したハンガリーにおける冷戦下での国民統合に関しては、本書で紹介された東ドイツの状況と重なる部分が多い。第二次世界大戦後にはハンガリーでもドイツ系住民の「追放」が実施された。一方で、1945年8月2日にチェコスロヴァキア大統領ベネシュによって大統領令一九四五年三三三号〔通称「ベネシュ布告」〕が出され、チェコスロヴァキアのドイツ系住民とハンガリー系住民からチェコスロヴァキア国籍が剥奪されることとなった。この大統領令を根拠として1946年2月にチェコスロヴァキア・ハンガリー間で住民交換協定が締結され、1947年4月12日から1949年にかけてハンガリーのスロヴァキア系住民とスロヴァキアのハンガリー系住民との住民交換が実施された。特にスロヴァキアのハンガリー系住民には強制的な移住を求めるものであった。本書第5章で西ドイツの被追放民をめぐる「早期統合神話」が批判的に分析され、実際の社会統合が決して容易ではなかったことが指摘されたが、ハンガリー・チェコスロヴァキア間の住民交換の対象となった者たちに関しても、生活様式が異

³ 橋本伸也編著『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題——ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』、ミネルヴァ書房、2017年は近年の代表的な研究成果である。

なる移住先の地域社会への定着は困難であったことが明らかにされている⁴。

この住民交換の補償をめぐる論議は体制転換後に本格化した。近年でもスロヴァキア国会が2007年に「ベネシュ布告」の無謬性を議決したことに対して、2012年には欧州議会の請願委員会にこの決定の撤回を求める請願が提出され⁵、ハンガリー国会も住民交換が開始された4月12日を「上部地方〔スロヴァキア〕からの被強制移住者たちの記念日」として議決するなど⁶、「ベネシュ布告」をめぐるハンガリー・スロヴァキア両国間の対立は続いている。

近年のハンガリーでは、第二次世界大戦下の同国および国民を「ナチズムの犠牲者」として位置づけ、その後の社会主義体制期も含めて「全体主義の犠牲者」と表象する傾向にある。ナチズムとスターリニズムを市民への暴力や抑圧を共通項に「全体主義」として現代史を論じる歴史認識は、欧州議会が2008年9月23日に独ソ不可侵条約とそれに付帯する秘密議定書が締結された8月23日を「スターリニズムとナチズムの犠牲者を想起するヨーロッパの日」と決議したことに象徴されるように、EU圏内では定式化されている。しかし、ハンガリーを「ナチズムの犠牲者」として提示することは、同国が1944年3月のナチ・ドイツによる占領以前から自国民たるユダヤ人に人種主義的な政策を行い、ホロコーストにも協力していたという加害の過去を捨象している⁷。

一方で、2010年に改正された国籍法では国外に住むハンガリー語話者の国籍取得要件が緩和されている。これは、第一次世界大戦後に分断された「ハンガリー国民」が国境を越えて統合されるべきであるという発想が暗黙の前提にある。ドイツの事例と比較すると、ハンガリーでは周辺国に第二次世界大戦後もハンガリー語話者が居住し、現在も国境を越えた文化的一体性が政治的・社会的に重視されている点で大きく異なる。国民統合が第二次世界大戦後のドイツにおいては内政課題であったのに対し、ハンガリーでは現在も外交課題の側面を有していると言える。その裏返しとして、歴史研究においても、ハンガリー国内の民族的少数派の存在や国境外のハンガリー語話者の多様性が等閑視される傾向も見られる⁸。但し、戦間期に周辺国に在住したハンガリー語話者に関する近年の研究は、国境外のハンガリー語話者も含めた国民統合を目指すハンガリー政府の意向とは異なるローカルエリートの動向に注目してい

⁴ この住民交換の過程とその対象者の移住先地域社会への定着の困難さに関しては、山本明代「第二次世界大戦後チェコスロヴァキアとハンガリー間の住民交換の社会的影響」、山本明代、パプ・ノルベルト編『移動がつくる東中欧・バルカン史』（刀水書房、2017年）、85-115頁に詳しい。

⁵ “Petition 70/2012 by Imre Juhasz (Hungarian), bearing 2 signatures, on a request for the repeal of Resolution 1487/2007 of the Slovak National Council concerning the inviolability of the Beneš Decrees (possibly in the presence of the petitioner)”, Committee on Petitions, European Parliament http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009_2014/organes/peti/peti_20130527_1500.htm (webサイトの最終確認は以下全て2019年12月29日)

⁶ „86/2012. (XII. 7.) OGY határozat a Felvidékről kitelepítettek emléknapijáról”, *Törvények és OGY határozatok*, <https://mkogy.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a12h0086.OGY#>

⁷ 姉川雄大「ハンガリーの歴史認識と現代政治——「ヨーロッパ」性と新自由主義・人種主義政治——」、橋本前掲編著、195-216頁は、イム・ジヒョンが提唱した「犠牲者性ナショナリズム」の枠組みを参照し、これらの事例を含む2000年代以降のハンガリーにおける歴史認識の政治問題化を論じている。

⁸ 例えば、第一次世界大戦後には周辺国領となった旧領（ルーマニア領となったトランシルヴァニアやチェコスロヴァキア領となった現在のスロヴァキアなど）からハンガリーに40万人超の避難民が流入したが、この避難民を体系的に論じた研究は少ない。代表的な研究書のIstván I. Mócsy, *The Effects of World War I: the Uprooted: Hungarian Refugees and Their Impact on Hungary's Domestic Politics, 1918-1921*, New York, Columbia University Press, 1983は避難民のハンガリー社会への統合が1920年代を通じて総じて成功したと述べるが、避難民の日常的な生活空間を実証的に分析した上での指摘であるとは言い難く、今後の実証研究が待たれる。

る点は指摘しておく必要があるだろう⁹。

以上のように、ハンガリー現代史の事例と本書が扱ったドイツの事例から国民統合のあり方を考えた時、移動を強制された者たちを国民統合の対象として捉えるだけではなく、彼ら／彼女らを移動先の地域社会における活動主体として、時には国民統合という枠組みを外して理解することが必要になるのではないだろうか。これは2. で述べた本書の不足点と重なる視点であり、本書を出発点として後に続く者が取り組むべき課題である。

川喜田敦子著『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』（白水社、2019年）．定価 4,300 円（税別）．

⁹ Egry Gábor, *Etnicitás, identitás, politika: Magyar kisebbségek nacionalizmus és regionalizmus között Romániában és Csehszlovákiában 1918-1944*, Budapest, Napvilág Kiadó, 2015 など、エグリ・ガーボルの一連の研究はその代表例である。

[書評] 南アフリカは特異な国家なのか

JA 日下

キース・ブレッケンリッジ著『生体認証国家—グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』（堀内隆行訳、岩波書店、2017年）は少なくとも表面的には、生体認証という現代国際社会に構築されつつある、注目すべきシステムの形成史を概説し、国家の統治性を論じた著書であると要約することができる。しかし、私には同時にある矛盾に解答を与えようとする試みでもあるように思えてならない。同書はまず、南アフリカにおいて生体認証システムの導入が世界で初めて検討され、試みられた理由や歴史的背景を詳細に語ることで、アパルトヘイトに代表される南アフリカの特異性を明らかにする。その一方で、南アフリカで検討された生体認証の導入が、今や社会福祉の提供に必要なシステムとして多くの途上国で検討されているという旧植民地共通の事実を鑑み、南アフリカの非特異性を示唆する論が展開されていく。南アフリカの特異性と他地域との共通性を一冊の本の中で主張するという一見矛盾する試みについて、ブレッケンリッジはどう対処しているのだろうか。

その答えとして、同氏は通時的視点と共時的視点の二つを使い分けている。これらが混同されることなく、南アフリカで生体認証システムの導入が世界で初めて検討され、かつ同国が近年の旧植民地世界での生体認証による金融（銀行・年金などの）サービスの激増の先駆けとなった歴史的経緯や政治的背景が説明されている。その上で、他の旧植民地でも南アフリカを手本として金融サービスの改革がおこなわれているという事実が示される。生体認証を産業革命に置き換えて説明するとすれば、産業革命が世界で最初に始まったのがイギリスであった理由が考察され、その後産業革命が各国で始まってもなお、イギリスで起こった産業革命の重要性・意義は検討に値するというわけである。

『生体認証国家』に話を戻せば、同書は通時的には、優生学の提唱者として有名であり、チャールズ・ダーウィンの従兄弟としても知られているフランシス・ゴルトンが大英帝国の統治法として提唱した、指紋認証による人々の管理計画が検討される話からその歴史が紐解かれる。ゴルトンの研究に大きな影響を与えたのが、彼の南部アフリカ旅行、とくにヘレロ牧畜民との遭遇であった。ゴルトンの計画はエドワード・ヘンリー（のちに本国イギリスで警視總監となる人物）によって南部アフリカの地で具体的に引き継がれる。さらにはガンディーと南アフリカ政府との駆け引き、そして1948年以降の国民党によるアパルトヘイトの制度化に至る、指紋による生体認証システムの構築の試みに焦点を当てた南アフリカにおける人種同士の関係および統治の歴史が俯瞰される。『生体認証国家』がそれまでの先行研究に対して一石を投じている点は、同書自体が宣言するとおり、従来、生体認証に関しては「十九世紀インドの法廷や監獄が実験室として機能してきたことを明らかにしてきた」一方で、「アフリカの歴史は、このような説明に概して一文か一パラグラフ入り込むだけ」にすぎなかったのに対して、本書は南アフリカ（あるいは南部アフリカ）の果たした役割を強調したことにあるといえる。

共時的には、世界各国、とりわけ旧植民地に代表される途上国における、今日の福祉提供の取り組みを複数例示しつつ、その世界的傾向の文脈に南アフリカの社会事情を置く。同書によれば、1980年代末南アフリカのクワズールー政府によって設置された委員会により年金支給システムが計画された。この計画は、農村の年金受給者に確実に年金が支給されるようなシステムの構築を目指したものであるが、そこには①年金は人種を問わないすべての南アフリカ人の権利である、②年金の支給額等で人種による差別化はなくすべきである、③中央政府が資金を提供すべきである、という三つの基本理念があったとブレッケンリッジは説明する。近年メキシコ、ブラジル、インドといったいわゆる途上国で、生体認証による有効な年金受給ネットワークの構築やATMでの引き出しを可能にするシステムの整備がおこなわれている。その主な理由は、農村部を中心とした貧困層が生活を維持するための唯一の方法としての政府による年金や生活支援の安定した供給、そしてその際の偽装や詐欺の防止のためである。ブレッケンリッジは、南アフリカがこうした取り組みのモデルとなったと論じる一方で、南アフリカ自体が現金輸送車への襲撃や民間委託の際の高額な入札、民間会社への利益などの諸問題を依然として抱えていること、さらには先進国では生体認証導入への根強い反発があることを指摘することも忘れてはいない。

『生体認証国家』が描き出す南アフリカや生体認証にまつわる一連の話をより深く理解するためには、次に挙げる二冊の研究書を読むことをお勧めしたい。一冊目は『生体認証国家』の訳者でもある堀内隆行氏の『異郷のイギリス—南アフリカのブリティッシュ・アイデンティティ』（丸善出版、2018年）である。『生体認証国家』は主に組織・集団同士の利害関係や闘争、あるいは支配層・被支配層の関係の中に生体認証の問題を位置づけ（同書ではガンディーやフェルヴェールトといった歴史的人物に関して、彼らの個性に焦点が当てられているというよりも、あくまで集団の代表やリーダーとして語られる傾向がある）、生体認証を社会や人種構造の産物として見る。それに対して、『異郷のイギリス』は歴史を動か（そうと）した個々人の人生や行動、決断にスポットライトを当て、歴史を一つの群像劇としてとらえる。前者が主にマクロな視点を提供するのに対して、後者はよりミクロな視点から歴史や社会を理解しようとする。加えて、『異郷のイギリス』は堀内氏が専門とする南アフリカのカラードといった、『生体認証国家』がカバーしきれていない南アフリカの側面を仔細に描き出している。両著を並べてみることで、南アフリカは補完された一つの絵画として立ち現れる。

もう一冊は、高野麻子氏の『指紋と近代—移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房、2016年）である。『異郷のイギリス』が南アフリカ国内（とイギリスの関係）の諸事情について『生体認証国家』と互いに補完しあう関係であるのに対して、『指紋と近代』は生体認証、とりわけ指紋を使ったバイオメトリクスに関する国際的な変遷・問題を『生体認証国家』と補完しあう。『指紋と近代』が主に論じる対象地域は大英帝国のインド、日本統治下の満州、そして指紋押捺等の問題を抱える戦後日本である。このように『指紋と近代』は帝国の、とりわけ「移動の民」に対する統治政策の装置としての指紋認証に焦点を当て、つづいて日本をはじめとした先進国の生体認証制度を取り上げる（もちろん同書ではこれらは繋がりをもつものとして理解されている）。『生体認証国家』は、出発点こそ大英帝国内の統治の装置としての生体認証を論じているが、そこから先はアパルトヘイト時代以降の南アフリカ社会を最大の文脈としつつ、途上国における生体認証導入の動向へと話を展開する。『異郷のイギリス』と『生体認証国家』が互いを補完するように、ここでも二冊の研究書が互いの研究対象を補完しつつ、読者である私達により詳細な一枚の世界地図を見せてくれる。

新歴史主義が語るように、歴史の記述は解釈の一つであり、その意味で世界の切り取り方や表象の仕方は文学と同様なのであろうか？『生体認証国家』が示すアパルトヘイト体制下の南アフリカは、黒人や反体制組織を徹底的な情報管理下に置くという、私達の多くが抱いてきたイメージとは異なり、むしろ情報処理に必要な人手や容量を十分には持たない国家のイメージである。『生体認証国家』が繰り返すのは、南アフリカへの指紋による生体認証システムの導入が度々検討され、そのつどマンパワー不足のため導入が失敗に終わったという事実である。国家は膨大な情報をそもそも管理しきれていなかったことが明らかにされている。もしそれが一つの歴史的真相であるのなら、南アフリカの文学作品、例えばナディン・ゴードイマの『バーガーの娘 *Burger's Daughter*』やアンドレ・ブリックの『渴いた白い季節 *A Dry White Season*』などの反アパルトヘイト小説が描き出すナチスドイツばりの統治国家は、プロパガンダ的表象として理解すべきなのであろうか？

南アフリカのノーベル賞作家ナディン・ゴードイマが1979年に出版した小説『バーガーの娘』は、反アパルトヘイト活動の英雄であり、活動の末獄中で死亡することになる父ライオネルの娘ローザ・バーガーが主人公の物語である。アフリカーナでありながら、黒人に味方する一家に生まれたローザは、母も南アフリカで当時非合法化されていた共産黨員である（母親はライオネルの死よりも前に同じく投獄されて、獄中で亡くなっている）。幼い頃より監獄の囚人に差し入れをするおつかい役を頼まれることで、間接的にその囚人に密かに情報を手渡す使命を引き受けさせられるなど、ローザにとって反アパルトヘイト活動は生活の一部であった。と同時に、成人したローザにとって、英雄である父の存在は自身のアイデンティティに重くのしかかる心理的負担でもあった。小説の題名が示唆するように、ローザはあくまでライオネル・バーガーの娘として周囲に認識されてきた。父の死後ローザは南アフリカを離れ、新しい自分を手に入れようとヨーロッパへと向かう。しかし、彼女にとってパスポート発行が許可されるだけでも容易なことではない。ローザと体制のやりとりを通じて『バーガーの娘』は、南アフリカの情報管理の用意周到さと管理の有り様を想像させる。反アパルトヘイト活動家はそうした権力側の情報管理の穴をつきながら、情報交換をおこなう。前述のローザの監獄訪問もそうした活動の一環なのである。

ゴードイマがヨハネスブルク周辺を拠点に活動した作家であったのに対し、アンドレ・ブリックはケープタウンを主な活動拠点としている。偶然にも彼が『バーガーの娘』の出版年と同じ1979年に出版した小説『渴いた白い季節』もまた、アパルトヘイト体制下の徹底した情報管理社会を描き出している。同小説は中等教育の歴史と地理の教師であった白人のベンがふとしたことから体制に疑問を持ちはじめ、徐々に反アパルトヘイト活動に参加するようになる物語である。ベンが教鞭をとる学校の用務員で黒人のゴードンが、息子の学費を工面して欲しいとベンに頼み込んでから、ベンの人生の歯車が回りだす。南アフリカが徹底した情報管理によって強固な人種の垣根を築き上げ、白人至上主義の言説を生み出していることに彼は気づくようになる。反アパルトヘイトのデモに参加していたゴードンの息子は鎮圧部隊によって殺され、息子の無実を訴えたゴードンもまた、逮捕された後に留置所で拷問をうけて死亡する。彼らと関わりを持った縁からベンは彼らの問題に首を突っ込んだ結果、秘密警察に目をつけられるようになる一方で、反アパルトヘイト活動組織からは接触を得る。後者との接触はベンに白人の居住空間外の世界や生活を垣間見せ、黒人活動家と交流する機会を与える。

こうした経験を通じて、ベンは自分自身が疑いもせずに教えていた南アフリカの歴史がアフリカーナーの視点から書かれた、アフリカーナー中心の歴史でしかなかったことに気づかされる。それまでのベンが生徒に向かって授業中に語っていたのは、「諸君、我々の歴史は常に自由を求め、ヨーロッパから絶え間なく押し寄せる征服者[=イギリス系移民]による支配に抵抗してきた飽くなき歴史だと理解される」。また、『生体認証国家』でも言及されていたバンツー法による人種間の地理的隔離についても、地理の授業中ベンは「民族自決」、「平和的共存」、「複数の発展の道」と説明していた。最終的にベンは秘密警察によって交通事故に見せかけて殺害される。しかし彼が秘密警察の目を掻い潜りながら白人居住地域から黒人のゲットーへと移動し、禁じられた人種間の交流をもつことで集めた資料一式は、ベンの死後無事に郵送され、『白く渴いた季節』の一人称の語り手である人物（作中名前が明かされることはない）の手に渡る。『白く渴いた季節』は、読者である私達がこの語り手がベンから受け取った資料をもとに書いた本を読んでいるという形式をとっている。同小説は、いわば権力側の強固な情報管理を前提とした、反アパルトヘイト活動によるあらたな情報網の構築と言説の創造を描く物語といえる。

『バーガーの娘』も『渴いた白い季節』も共に、反アパルトヘイト作品としての性格を有していると理解できる（と同時に、登場人物の心の葛藤や苦悩を描き出すことに力点が置かれており、これらがけっしてたんなる政治的プロパガンダではないことは強調してもしすぎることはないであろう）。もちろん両作品は統治の装置としての生体認証に言及してはおらず、『生体認証国家』が研究対象とする情報管理の話はむしろ主人公達が避けようとする網の目という無形かつ強大な存在として常に作中の舞台背景を為している。しかしもし『生体認証国家』が論じるように、アパルトヘイトが通常理解されているほどには徹底した情報管理体制ではなかったのだとしたら、両作品で読者に『1984年』のビッグ・ブラザーのような強大な存在を意識させ続ける体制の情報網はあくまで文学的表現にすぎないのか。否、そうではなく、管理される側、体制に抵抗する側として生きた南アフリカ社会の住人にとって実感されてきたある種のリアリティーであったのだろうか。『生体認証国家』を文学作品と対比させた時、そこには歴史と文学の関係をどう捉えるかという重要な問題が現れてくる。

キース・ブレッケンリッジ著『生体認証国家—グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』（堀内隆行訳、岩波書店、2017年）。定価 4,200 円（税別）。

[書評] 貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』 (岩波書店、2018年)

北田 依利

「移動管理と市民権」を考えるにあたり、米国の事例はどのような視座と問題を提示してくれるだろうか。貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』（岩波書店、2018年）は、アジア系アメリカ人の歴史経験に焦点を当てて、移民国家という米国のナショナル・アイデンティティ／自画像そのものを検証する。近代歴史学の基礎となった国民国家の歴史叙述は、多様な国民を同質的で共通の物語を共有する「想像の共同体」として統合・構築するとともに、自分たちの国家が特別であるという語りをししばしば生産してきた。アメリカ史においては、米国はヨーロッパとは違い階級がない、あるいは帝国であったことがない、要は（唯一の）民主主義国家であるという語りが特定の歴史状況の中で繰り返し生み出されてきた。この語りをアメリカ史家は「アメリカ例外主義」と呼び、近年では国家の語りや研究史を批判的に検証する場合に重用している¹。特に移民史家たちは、移民国家という米国の自画像が「アメリカ例外主義」を維持・強化してきたことを明らかにしてきた。「アメリカ例外主義」という概念は貴堂の著書の文面に直接は現れないものの、筆者は本書をアメリカ史家、とりわけ移民史家たちが発展させてきた「アメリカ例外主義」批判のうねりの中に位置付けられると考える。貴堂は、移民法の成立と移民の研究史

¹ 「アメリカ例外主義」という言葉は、1928年にアメリカ共産党員のジェイ・ラブストンが、米国の資本主義を階級闘争の不可避性を説くマルクスの法則が当てはまらない、特殊なものと呼んだことに由来する。一方、アメリカ史家たちは「アメリカ例外主義」を分析枠組みとして、18世紀後半に遡る建国神話から検証してきた。研究動向をまとめた中野耕太郎の論文は、「アメリカ例外主義」をめぐる1970年代以降の思潮に着目しており、グローバル・ヒストリーの台頭と合わせて参考になる。中野耕太郎『アメリカの過去』と歴史叙述のグローバル化：アメリカ史研究の現在『アメリカ研究』51（2017年）、91-114頁。移民史においては、ダナ・R・ガバッチアが「アメリカ例外主義」が移民史を大きく規定してきたことを批判して、そうした状況を「ナショナルなものの専制」と形容した。彼女もまたグローバル・ヒストリーの支持者である。Donna R. Gabaccia, “Is Everywhere Nowhere? Nomads, Nations, and the Immigrant Paradigm of United States History,” *The Journal of American History* 86, no. 3, *The Nation and Beyond: Transnational Perspectives on United States History: A Special Issue* (1999): 1115–34. また、移民史と補完し合いながら「アメリカ例外主義」を批判してきたのは、アメリカ帝国主義に関する研究である。例えば、Paul A. Kramer, “Power and Connection: Imperial Histories of the United States in the World.” *The American Historical Review* 116, no. 5 (2011): 1348–91.

の双方において包摂と排除を経験してきたアジア系移民の歴史が、「アメリカ例外主義」と移民国家の語りの親和性を検討する上で欠かせないことを示している。

移民国家を批判的に検証するために、貴堂は「人の移動のグローバル・ヒストリー」というモデルを提案する。従来移民史家は、移民の出身国と米国側という「二国間」モデルに基づき移民という現象を捉えてきた。しかしながら、近代世界における経済や政治システムの動乱、飢饉、植民地化などの影響を受けて移動を始めた人々は、米国だけにやってきたわけではない。例えば、20世紀転換期の米国に多くが移民してきたイタリア系は、実際には米国だけでなくアルゼンチンなどの南米諸国にも移住したディアスポラの民であった。彼らの移動はほとんどの場合、一度きりの大移動ではなく、出身国イタリアと出稼ぎ先を何度も往復したり出稼ぎ先を変えたりと、二国間モデルではとても捉えきれない複雑なものであった。にもかかわらず、移民史家は移民の行き先を米国に限定する二国間モデルを問うことなく、米国を特別視する「アメリカ例外主義」を強化してきたのである。

さらに、貴堂の人の移動のグローバル・ヒストリーモデルは、「「移民」の人流を特権化せずに、奴隷貿易から苦力貿易、自発的な移民渡航まで、あらゆる人流を統合して検証する」（53頁）ことで、移民を研究対象とし移動する主体を移民に限定しがちな移民史の枠組みを大きく広げようとしている。啓蒙主義が生まれ、自由や平等といった理念が流布した近代世界では、自由と不自由という二分法が人々の労働や移動を大きく規定していた。移民史家に限らず、歴史家は長らく、自発的で「自由な」移動や労働と、大西洋における奴隷貿易で商品とされた黒人や「苦力 (coolie)」と呼ばれる中国や南アジアからの人々の「不自由な」移動や労働の二つを切り離して議論してきた。それに対して、貴堂をはじめ近年の移民史家は、自由と不自由という二分法が当時の連邦・地方議会の議論などを規定してきたことに注意を払いながら、二分法を乗り越えていく視座を提供しているのである。まずは、研究史から話を始めたい。

なお本稿では、二次文献や貴堂の言葉を使用する場合にのみ「中国人」「メキシコ人」など「～人」という言葉を用いるが、基本的に「アジア系移民」「中国系」など「～系」を用いて世代や国籍の有無を区別しないことにする。

移民をめぐる研究史

移民は常に米国の自画像の抛り所であったのだろうか、そして歴史家の関心であったのだろうか。貴堂によれば、移民が米国の自画像の抛り所となり歴史家の関心を集めたのは20世紀中頃のことであった。20世紀転換期にアングロサクソン系白人プロテスタント (WASP) とは区別される東欧や南欧からの「新移民」が増加した。これらの新移民が都市部の貧困や犯罪などと結び付けられ注目を集め、1907年に連邦政府によりディリンガム委員会が立ち上げられたことが移民調査の始まりだという。また「シカゴ学派」として知られるシカゴ大学の社会学者たちは、1920年代頃に「新移民」の同化や社会適応を研究した。これらの20世紀前半の移民研究は、移民をアメリカ社会への脅威、問題として他者化していた。

20世紀中頃以降になると、移民はアメリカ史を担った重要な貢献者だとして、歴史家が国民の物語の中心に位置付けていくことになる。ハーバード大学教授のオスカー・ハンドリンによる1951年の著作『根こそぎにされた者たち：アメリカ国民を作った大移住の叙事詩 (The Uprooted: The Epic Story of the Great

Migrations That Made the American People)』はその代表であり、「移民こそがアメリカ史そのもの」と論じた。さらに移民国家アメリカという自画像は、「新移民」初の大統領ジョン・F・ケネディの1958年の著作『移民の国 (A Nation of Immigrants)』によって大衆化され強固なものとなった。貴堂はまた、ハンドリンが教え子のアーサー・マンにケネディの『移民の国』の下書きを依頼していたと記しており、1950年代に隆盛する移民国家という自画像の形成が、移民が歴史学の正統な研究対象になっていく過程と表裏一体であったことを示している。もちろん、ハンドリンの著作の副題「アメリカ国民を作った大移住の叙事詩」が示唆するように、移民を国民の物語に接合することでハンドリンが下地を作った移民史は、米国を築いた移民を讃え、移民を包摂した民主主義国家である米国を讃えた。米国が第二次大戦で日本やドイツといった「悪の帝国」を倒し世界のリーダーとなる流れと冷戦状況の中で、移民史は「アメリカ例外主義」を強化しながら発展したのである。他方同じ1950年代頃、ジョン・ハイアムという歴史家は、移民排斥主義(nativism)を通して、アメリカ史、そして米国のナショナリズムを描こうとしている。1955年の『かの地のよそ者たち (Strangers in the Land)』でハイアムが描いたのは、移民が作った偉大な米国ではなく、移民に対する排斥感情で繋がるアメリカ国民の歴史、シニカルな物語であった。

1950年代はハンドリンとハイアムという移民史の大家による名著が誕生する時代であったが、後世の移民史家が応答したのは移民排斥のナショナルな力を論じたハイアムより、移民の国家統合を検証したハンドリンの方であった。ハンドリンは移民の米国への統合、貢献を主張する際に、ヨーロッパ移民たちは出身国との文化的・心理的な繋がりを絶っていった、つまり著作の主題である「根こそぎにされた者たち」であったと説明する。それに対して、60-70年代の移民史家たちは「移民は根こそぎにされていなかった」と反論し、労働や家族形態、移民コミュニティの形成過程を叙述することで、米国にやってきた移民と出身国との繋がりを示そうとした。政治家など国家の英雄ではなく、名もなき労働者や奴隷とされた人々を掘り起こす社会史が発展した60-70年代はまさに、名もなき人々を掘り起こす移民史にとって追い風であった。ハンドリンに反駁するため移民と出身国との繋がりを示さなければならないという当時の移民史家のアプローチは、出身国と米国という二国間モデルを生み出し強化するものであった。一方で、60-70年代の移民史家たちは、ハンドリンの「移民こそがアメリカ史そのもの」という主張や、移民のアメリカ社会への同化と国家統合を見るというアプローチを受け継いでいた。さらに、移民の行き先を米国に限定し統合の過程を通して米国が民主主義国家であるという言説を生産することで、「アメリカ例外主義」を支えてもいた。80年代、90年代になっても移民の統合過程を見るというアプローチは、移民史を大きく規定していたのである。

筆者は移民の統合過程以外が移民史家の注目を集めるのは1990年代以降であると理解しており、貴堂自身、移民の国家統合に集中してきた移民史の過去の研究動向を批判的に見ながら複数の新しいアプローチを取り込んでいる。例えば、1990-2000年代頃からアメリカ史家は人々の移動を管理する主体(英語でstateという近代権力の主体を指す)に注目し、移民史家も取り込んできた²。メイ・ナイの2005年の著作『不可能な対象 (Impossible Subjects)』は、米国の移民政策がどのように「不法外国人 (illegal alien)」というカテゴリーを発明し、移民の人種と市民権を定義してきたかを検証する。とりわけ、1924年の移民法がヨーロッパ人、メキシコ人、アジア人という三者の移動を別々に不均衡に制限・管理するシステ

² 国民や植民地の人間を管理するstateとそうした近代権力を揺るがす人々の生については、キース・ブリッケンリッジ『生体認証国家』、左地亮子『現代フランスを生きるジプシー』など、本特集で取り上げられているので参照されたい。

ムを確立していたことを明らかにしている。ナイの問いの立て方は、移民の統合や適応を論じたハンドリンよりも移民排斥主義に着目して米国を描いたハイアムの問いを踏襲するものであり、貴堂もまた移民排斥主義がアジア系移民に対してどのように法律として制度化され、アジア系によってどのように覆されてきたかを検討している。ナイの研究は state への着目に加えて人種カテゴリーの流動性を見るものであるが、貴堂もまた一見自明で静的に見える人種カテゴリーが移民をめぐる歴史の中で絶えず変遷してきたことを示している。例えば、20 世紀初頭には 200 人近い中国人や日本人が「自由白人」として米国への帰化を認められていた。さらに近年の移民史の研究動向を反映して、貴堂はアジア系移民の歴史を欧米列強や日本の帝国主義的拡張の中に位置付ける。もちろん、帝国主義と移民史の関係に注目するこの新しい潮流は、貴堂の人の移動のグローバル・ヒストリーモデルが示唆するように、グローバル・ヒストリーの隆盛とも切り離すことができない。

そもそも、アメリカ史において移民とは誰のことであっただろうか。1980 年代頃まで、移民史では 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてヨーロッパから移動してきた人々を移民として検証するのが主流であった。貴堂が焦点を当てるアジア系や、トランプ政権が壁を建設することで排斥しようとしている中南米からのラティーノは、1990 年代まで移民史家・アメリカ史家の主要な関心ではなかった。つまり、アジア系やラティーノが歴史家に移民とは認識されない時代があったのである。90 年代以降の移民史は、state、人種、帝国主義、グローバル・ヒストリーといった分析枠組みを取り込みながら、アジア系やラティーノの歴史経験が移民史の重要課題であることを示し、またヨーロッパ系移民の歴史経験へのアプローチも刷新してきた。繰り返しになるが、移民史における「アメリカ例外主義」批判が議論の俎上に上るのもこうした変化と同時期のことである。アジア系の歴史経験に着目して 19 世紀から 20 世紀の米国を描く貴堂の著書には、移民史家たちの議論の蓄積が凝縮されていると言えよう。

人種化された集団同士の関係性

貴堂は、米国の事例を通して、「移動管理と市民権」を考えることは人種化された集団同士の関係性を見ることであると示している。メイ・ナイの研究は state の移民政策に着目することで、ヨーロッパ人、メキシコ人、アジア人という三者の不平等な関係性を明らかにした。またナタリア・モリーナの 2014 年の著作『人種はアメリカでどのように作られるか (How Race Is Made in America)』は、メキシコ系移民に焦点を当て、メキシコ系とアジア系、黒人、先住民という他の人種化された集団との関係性を見ながらアメリカ史における人種と市民権の問題を検証している。モリーナはこうした人種化された集団同士の関係性を「人種化された脚本 (racial scripts)」と呼んだが、貴堂の著作も以下に見るように「人種化された脚本」を浮き彫りにしていると言える。以下では、貴堂の著作の中に筆者が見た人種化された集団同士の関係性の事例を三つ挙げたい。

第一に、中国系をめぐる法律が黒人とのアナロジーで制定されていたこと、また他の移民集団の個人管理にも影響を与えていたことを、貴堂は明らかにしている。1882 年の排華移民法は、中国人労働者の入国を 10 年間停止し、かつ中国人が帰化できないようにした。この法律は米国の移民法の歴史の中で、特定の集団を名指しした唯一の法律である。この排華移民法から遡ること 20 年、1862 年に連邦政府は苦力貿易禁止法を制定していた。南北戦争そして奴隷制廃止の議論の真ただ中に制定された苦力貿易禁止法は、奴隷制に基づく「自由な労働」と「不自由な労働」という二項対立図式を反映していた。「苦力」

は19世紀後半の米国の文脈において中国人労働者を否定的に指す言葉であり、中国人労働者は奴隷貿易、奴隷労働とのアナロジーで「不自由な」ものと見なされた。連邦議会の中で様々な対立があったが、奴隷貿易や奴隷労働を廃止した「自由な」米国が関わるわけにはいかないとの理屈で、中国からの労働力の輸入を禁止した。つまり、1882年の排華移民法の起源とも言える1862年の苦力貿易禁止法が、奴隷制度そして黒人との関連で成立していたことを貴堂は強調するのである³。

加えて、中国系移民たちが法廷闘争などの抵抗を展開する中、連邦政府は排華移民法の後も中国系移民に対する法を制定することで彼らの移動を制限・管理しようとした。1892年のギアリー法は全ての中国人に在留資格を得るための居住証明の登録を義務付け、翌年のマックレアリー修正法はこの登録証に写真を添付することを義務付けた。写真付きの身元確認書類と言えば、パスポートや外国人登録証、免許証など今日の私たちの移動や暮らしに不可欠なものである。stateによる人の移動や国民人口の管理技術を象徴するものであると同時に、移民や国民の市民権の資源ともなっている。貴堂はこのマックレアリー修正法が制定した中国人の登録証を、「連邦政府初のIDカード」と呼んでいる。1893年のマックレアリー修正法による、市民権を持たない中国人移民の管理を目的に始まったIDカードは、1909年には市民権の有無にかかわらず、在米中国人全員に携帯が義務付けられた。1928年に移民全員に写真付きIDが発行されるようになるまで、ラテンアメリカからの農業労働者やヨーロッパ移民に段階的に発行された。IDカードによる個人の管理が中国系から他の移民集団に広がっていく過程を、貴堂の叙述から確認できるのである。

第二に、貴堂は1952年の移民国籍法(マッカラン=ウォルター法)を冷戦などの歴史的な文脈に位置付けながら、アジア系移民とメキシコ系との関係を描き、また旧日本帝国内で人種化されていた集団の歴史経験との繋がりも論じている。19世紀後半から20世紀前半にかけて中国系や日系、フィリピン系などアジア出身の複数の集団が移民法によって帰化をできなくされていたが、移民国籍法は彼らの帰化を可能にするというものであった。この法律は第二次世界大戦後の移民政策の一つの転換点であり、人種差別的な政策のために排斥されてきたアジア系を取り込む「リベラルな前進」とも解釈できるのだが、貴堂は他の人種化された集団、メキシコ系への影響を強調する。アジア人排斥を停止した1952年の国籍法は、14歳以上の移民に外国人登録を義務づけ18歳以上にはIDカードの携帯を求めてもいた。さらに、連邦政府は1954年に100万人以上のメキシコ系を強制送還するという強行策に出たことがある。2年前に制定された国籍法は、「不法移民掃討作戦(Operation Wetback)」と知られるこの強行策の下地を作っていたというのである。

一方、1952年はサンフランシスコ講和条約が結ばれた年でもあることに貴堂は着目する。第二次世界大戦で敗戦国となった日本が、米国はじめ連合諸国と結んだ平和条約である。これにより、日本国内に居住していた日本帝国の旧植民地出身者は日本国籍を喪失し、沖縄の米軍による占領と過重な基地負担を強いる体制が強化された。移民国籍法の成立には、日系アメリカ人市民同盟のマイク・マサオカらが尽力していた。法律にあるアジア系への人種差別を取り除くために、彼らが人種平等の理念と反共主義を結びつけていたと貴堂は指摘する。移民国籍法をサンフランシスコ講和条約と並べ冷戦秩序と関連づ

³ ムンホ・ジョンもまた、排華移民法の起源を苦力貿易禁止法に辿りながら、人や商品のグローバルな移動と帝国主義の関係を検証する。ジョンは、自由か不自由かという「苦力(中国人労働者)」の身分に関する連邦政府の議論と、アジア市場への進出やカリブ海での奴隷貿易によって経済的利益を得ようとする米国の帝国としての側面を連続的に描いている。Moon-Ho Jung, *Coolies and Cane: Race, Labor, and Sugar in the Age of Emancipation* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2006).

けて理解を試みるならば、日本国内の、あるいはアジア太平洋の地域の植民地主義・帝国主義の歴史が見えてくる。米国内の人種関係を超えて、アジア系アメリカ人の歴史経験は他の人種化された集団の歴史経験と重なり合っている。

貴堂の歴史叙述は state による人の移動の管理体制が形成し拡大していく過程と並行して移民コミュニティの抵抗を描いており、社会史隆盛の時代に発展した移民史の伝統的なアプローチが今日も重要であることを証明している。人種化された集団同士の関係性の三つ目の事例は、日系・中国系アメリカ人に牽引されて始まったアジア系アメリカ人の運動が、黒人の社会運動（公民権運動やブラック・パワー運動）と共振していたことである。黒人の社会運動は、アメリカ社会に蔓延る人種差別を厳しく問い、政治や文化の制度を 20 世紀後半以降大きく変えていくことになった。貴堂によれば、黒人の運動に触発されたユージ・イチオカからアジア系の学者がカリフォルニア大学バークレー校に集まり、1968 年にアジア系アメリカ人政治同盟（Asian American Political Alliance, AAPA）を結成した。人種差別と闘う社会運動がアメリカ社会の政治や文化の制度を変えていったように、AAPA を構成した学者たちは学問の制度を変えていくことになる。彼らによって、カリフォルニア大学バークレー校やサンフランシスコ州立大学にエスニック・スタディーズ学部が設立され、アジア系アメリカ人研究プログラムが開設されたのである。そもそも、中国系アメリカ人や日系アメリカ人として連邦政府から別々に管理され、また自分たちでも独自のコミュニティを築いていた諸集団が、「アジア系アメリカ人」という包括的な概念を発明したのもこの時期であり、AAPA の役割が大きかった。日系・中国系アメリカ人が 20 世紀後半以降のアジア系アメリカ人の社会運動を率い、アジア系アメリカ人研究も彼ら東アジア系によって表象されてきた。貴堂は、ベトナム戦争をはじめ米軍の東南アジアへの介入が生み出したインドシナ難民も射程に入れることで、多様なアジア系アメリカ人像を描こうとしている。アジア系アメリカ人研究は今後ますます重層的になることが予想されるが、多様な経験を持つ人々を束ねる「アジア系アメリカ人」という概念が黒人の社会運動という他の人種化された集団との関係性の中で生み出されたものであるというのは、移民の歴史経験を理解する上で重要であろう。

貴堂は、アジア系アメリカ人を他の人種化された集団と関連づけ、アメリカ史や人の移動のグローバル・ヒストリーの中に位置付けながら、アジア系アメリカ人研究に批判的な視座を提供している。例えば、第二次世界大戦中に強制収容を経験した日系アメリカ人は戦後に補償を求めるリドレス運動を展開し、1988 年にレーガン政権から公式の謝罪を獲得した。ドイツやイタリアも米国の敵国であったが、大規模な強制収容を経験したのは日本出身の日系アメリカ人だけであった（ブラジルやペルーをはじめラテンアメリカの日系人の中にも米国に連行されて収容された人々があり、カナダでも日系人収容は行われた）。ゆえに、日系アメリカ人およびアジア系アメリカ人はこの収容政策が人種差別であると問い、国家による暴力であるとして政府に償いを求めたのである⁴。貴堂は、移動の管理や排斥の対象となった集団が市民権を獲得していく過程を叙述することの大切さを強調するとともに、こうした過程への批判的な視点を忘れない。

⁴日系アメリカ人のリドレス・補償は、アジア系アメリカ人の社会運動の成果の一つとなり、金銭的な賠償以上の意味があった。このリドレスは、紛争や戦時性暴力による人権侵害と、侵害がもたらした長期の影響に対して折り合いをつける社会の試みとその過程、仕組みを指す、「移行期正義」の文脈で理解されるべきであろう。例えば、ジョン・C・トーピー著『歴史的賠償と「記憶」の解剖：ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト』（法政大学出版局、2013 年）。

「アメリカ史ないしアメリカ移民史の叙述の文法になっているマイノリティ研究では、国家による人種差別や移民排斥を激しく告発し、被差別・被抑圧民として国家による自己承認を要請するスタイルをとるのが常である。日系人が差別されながらも、最終的に国家による不正義を認めさせリドレスを達成するプロセスは、まさにこの過程そのものである。

しかし、当初はアメリカの国民統合の過程での人種主義や排除の力学を批判する立場であったはずなのに、マイノリティ側の抗議が承認されてしまうと、じつはすぐに彼らは「国民の物語」へ、さらにいえば、人種差別を克服した「国家再生の物語」へと回収されてしまうのである。」(189-190頁)

なぜ日系だけがリドレスの対象となったのか、なぜ黒人奴隷やアメリカ先住民の子どもはならなかったのか、と貴堂は問う。アジア系アメリカ人による市民権獲得の物語、下からの歴史が、移民国家という米国の自画像が持つ力に飲み込まれて、黒人や先住民など他の人種化された集団と自分たちの歴史を時に切り離してきたことを暗に批判している。日系はじめアジア系移民を「国民の物語」へ回収し、人種差別を克服する米国を特別な国家として称揚する力こそ、「アメリカ例外主義」であろう。人種化された集団同士の関係性を考えることは、「アメリカ例外主義」を可視化し乗り越える上でも有効なのである。貴堂の問いに応答するような研究が、アジア系アメリカ人研究や移民史から今後ますます生まれるはずである。

結びにかえて

本稿では、貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』を参考に、アメリカ史、米国の移民史における「移動管理と市民権」の問題を検証した。筆者は博士論文で20世紀前半における米領フィリピンへの日本人の植民を調査しており、貴堂の人の移動のグローバル・ヒストリーという理論枠組み、そして米国の移民の歴史と日本帝国の歴史を繋げるという試みに強く共感する。アジア系移民の帰化を可能にした1952年の移民国籍法とサンフランシスコ講和条約における旧日本帝国の植民地主義の問題は先に見た通りであるし、南洋への人の移動も今後さらに研究されるべき、と書かれている。また、複数の分野の動向を取り込んで分析枠組みを設定しながらも、移動する人々の経験に寄り添い、具体的な事実にもとづいて歴史叙述を行う貴堂の学術に対する姿勢・議論の進め方にも多くを学んだ。米国という地域や歴史学という方法論を超えて、「移動管理と市民権」に関心のある学徒に勧めたい一冊である。

参考文献

- Gabaccia, Donna R. "Is Everywhere Nowhere? Nomads, Nations, and the Immigrant Paradigm of United States History," *The Journal of American History* 86, no. 3, *The Nation and Beyond: Transnational Perspectives on United States History: A Special Issue* (1999): 1115–34.
- Higham, John. *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1955).
- Jung, Moon-Ho. *Coolies and Cane: Race, Labor, and Sugar in the Age of Emancipation* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2006).

Kramer, Paul A. “Power and Connection: Imperial Histories of the United States in the World.” *The American Historical Review* 116, no. 5 (2011): 1348–91.

Molina, Natalia. *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2014).

Ngai, Mae M. *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton: Princeton University Press, 2004).

Handlin, Oscar. *The Uprooted: The Epic Story of the Great Migrations That Made the American People* (Boston: Little, Brown and Company, 1951).

ジョン・C・トーピー著、藤川隆男・酒井一臣・津田博司訳『歴史的賠償と「記憶」の解剖：ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト』、法政大学出版局、2013年。

中野耕太郎「『アメリカの過去』と歴史叙述のグローバル化：アメリカ史研究の現在」『アメリカ研究』51（2017年）、91-114頁。

貴堂嘉之著『移民国家アメリカの歴史』（岩波書店、2018年）。定価 840 円（税別）。

[書評] ユーリー・コスチャシーフ(橋本伸也・立石洋子訳) 『創造された「故郷」－ケーニヒスベルクから カリーニングラードへ』（岩波書店、2019年）

遠藤 嘉広

中世以降第二次世界大戦末期までドイツの一地方だった東プロイセンは、1945年、ドイツに対するソ連の勝利によりドイツから切り離され、ロシア、リトアニア、ポーランドに編入された。本書はそれらのうち、ロシアに編入されたかつてのケーニヒスベルクを擁する東プロイセン北部、すなわち現在のカリーニングラード州の歴史を扱っている。著者は、現在はロシア連邦の飛び地となっているこの地域を、住民（ロシア人・ドイツ人）と（ソヴィエト）当局という2つの視点から、民族間関係や農業政策、文化政策等について、アーカイブ史料やオーラルヒストリーの手法を用いながら分析している。以下、本書の内容を紹介した上で、評者が興味を惹かれた点について記したい。

本書はIV部構成で、第I部は「ケーニヒスベルクの時代」、第II部は「カリーニングラード州の成立」、第III部は「スターリニズム末期のカリーニングラード」、第IV部は「ポスト・スターリン期のカリーニングラード」である。

第I部は、ケーニヒスベルクを含む東プロイセンについて、騎士団国家の成立、ポーランド王への服属、プロイセン公国を経てプロイセン王国の一部となった歴史を紹介しており、本書における前史にあたる部分である。この時代からロシアと深い関係があったことにも触れられている。例えばロシア帝国のピョートル大帝は、ケーニヒスベルクを5回も訪れ、西側の文明に触れ、強い印象を受けた。その後も、さまざまなロシア人がケーニヒスベルクを西側のショーウインドーとして訪れ、文明を吸収していった。

第II部では、第二次世界大戦でドイツがソ連に敗北した結果、ソ連がケーニヒスベルクを占領し統治するようになった過程が描かれる。スターリンは当初、ケーニヒスベルクを含む東プロイセンの一部を時限付きで管理するつもりであり、恒久的な領土化を考へてはいなかったが、チャーチルなど連合国首脳との交渉の中で、その地域はソ連の領土になることが認められた。赤軍に占領されたケーニヒスベルクでは、軍政が敷かれた。「将軍や士官らは、ここでは絶対君主のような気分だった」。軍人は家畜や野菜を盗んだり、畑を踏み荒らしたり、住宅地に射撃することすらあった。1946年4月に軍政から民政への移行が始まったが、軍は「資産」を引き渡すことになるとして抵抗した。文民への引き渡しを拒み、武器を使って威嚇する軍人もいたという。また、軍人が市の一部を占拠し、民間人の立ち入りを禁じる

こともあった。このようなことから、軍政から民政への移行という中央の意向はそのまま地方で実行されたわけではないことが分かり、ソヴィエト権力の実態についての考察が深められる。

第Ⅲ部では、スターリニズム末期を扱い、カーニングラードに移住し新たにその地の主人公となったロシア人（移住者はソ連各地からやってきたものの、民族的にはロシア人が圧倒的に多かったという）の生活、1947年から始まったドイツ人のドイツへの強制移住、プロイセンの痕跡をなくそうとするソヴィエト当局とプロイセンの遺産を受け継ぐことに積極的な意味をみいだすロシア人住民との間の確執などが描かれる。スターリン存命の時期には、住民は当局の意向に逆らうことができなかったが、スターリン批判を経て、徐々にプロイセンの歴史文化遺産を守り継承しようとする市民の活動が、当局の圧力と拮抗するようになっていく。そしてペレストロイカにより住民は意思を自由に表現できるようになっていった。

著者のユーリー・コスチャショーフ氏は、ロシアの西シベリアの生まれ。もともと東欧史、特にセルビア史の研究者であり、自国史の研究者ではなかったが、カーニングラードに赴任したことをきっかけに、この地域の歴史に興味を持つことになった。ペレストロイカによってそれまでよりも自由に研究することが可能になると、長く歴史を語るものが禁じられていたカーニングラードの歴史を、オーラルヒストリーにより記録するプロジェクトを立ち上げた。以来、歴史を語るものが許されなかった地域の史料を、歴史家自らが作り出し、それをもとに歴史を描くという、非常に意義ある試みを数十年にもわたって続けてきた。

評者が特に興味を惹かれた点を2点挙げたい。1点目は、独ソ戦で凄惨な殺し合いを行ったロシア人とドイツ人の関係が、敵意に満ちたものだけではなく、多様であったということだ。第二次世界大戦末期の東プロイセンに勝者としてやってきたロシア人と、敗者となったドイツ人の関係は、著者によると以下のようなものであった。この地域には、自信満々で優越感に浸るロシア人と、警戒心が強く内に閉じこもるドイツ人との2つの並行する世界があった。ときにはロシア人のドイツ人に対する攻撃という形などで交わり、ときには両者はじっと凝視しあい、またあるときには両者が協力することもあった。両者の協力関係の土台となったのは、友情や、年長者への尊敬、仕事上の技量への感嘆、相互の助け合い、他者の苦しみに対する憐憫の情などの、人間の本性に備わった性質だった。数々の証言を通してこのような歴史に触れるとき、戦争という悲惨な出来事の中にも人間性の良い面をみることができ、人間という存在への理解が深められる。具体例を挙げると、ロシア人が飢餓に苦しむドイツ人に食料を分け与えたことや、ロシア人が職場の同僚だったドイツ人との良好な関係を持ったことを、証言を通して描いている。また、ドイツ人が、家や農地などの財産を根こそぎ奪われ、飢餓にも襲われ、ゴミをあさり、死んだ家畜やネコやネズミも食べていたとき、彼らにジャガイモ、パン、牛乳などを分け与えたというロシア人の証言は胸を打つ。「俺たちだって飢えていたけれど、ドイツ人をなんとか助けて、餓死からすくってやったんだ」。このような態度は、カーニングラード州指導部の公での発言とは対照的である。「わが州内にはドイツ人住民が多数暮らしており、その大半はわれわれに怒りを抱いて破壊活動を行っている」。しかし、著者は、そのような犯罪が摘発されたことはほとんど一度もなかったと言い、「実際あったのだろうか」と疑問を投げかけている。「軍人とドイツ人のあいだに交流はなかったね。逆に、多くの連中が奴らへの憎しみを抱いたままだった」というあるロシア人兵士の証言は、憎しみを抱えた者の間に交流を築くことがいかに大切なことかを実感させる。

2 点目はカーニングラードという名称をめぐる議論だ。ケーニヒスベルクと呼ばれたこの地域は、1946年、スターリンの盟友であったカーリーニンが死去したことをきっかけに、「同志カーリーニンはこの都市を一度も訪れたことがないにもかかわらず」、カーニングラードと改称された。その後、ペレストロイカ末期の1980年代後半、「スターリンの大規模なテロルの実行を黙認した当時の指導部の一人だったカーリーニンは、都市の名前としてふさわしくないのではないか」という議論がモスクワで起こった。これに対し、カーニングラード住民の意見は様々だった。改称に反対する意見、旧称のケーニヒスベルクに戻すべきだという意見、全く別の名前をつけるべきだという意見もみられた。改称についての審議が続けられたが、経済状況が悪化する中、議論は消えていった。2000年代にも改称が話題になったことがあったが、その後再び議論は終息した。カーニングラードという名称をめぐる議論は、この地に対する住民の認識を反映するものであった。改称への賛成、反対が議論される中、次に述べるような意見もあった。「(カーニングラードの改称について) どんな名前でもどうでもいいこと。ケーニヒスベルクならケーニヒスベルクだし、カーニングラードならカーニングラード。私はもう七十一歳よ。あとはこのまま生きるだけ…。はっきりとしたあるいは政治的な主張のみならず、様々な住民の声に耳を傾けようとする著者の姿勢が伝わってくる。

ユーリー・コスチャシーフ著『創造された「故郷」－ケーニヒスベルクからカーニングラードへ』（橋本伸也・立石洋子訳、岩波書店、2019年）。定価 3,600 円（税別）。

研究動向

チェコにおけるフランス革命史研究についての一考察 —ダニエラ・ティンコヴァーを中心に

森下 嘉之・春山 雄紀・水野(角田) 延之

はじめに

本稿は、チェコにおけるフランス革命史研究の近況の一端を紹介するものである。チェコにおける同テーマの研究の歴史は、当然ながら近年に始まったことではない。その中で、本稿は、東西冷戦終了後、チェコにおける社会主義体制の崩壊後の研究の一部を紹介するに留まる。そのことには理由がある。それは1990年代以降のチェコにおける研究に、特色があることである。詳しくは後述するが、例えば、フランス革命史研究上は「修正派」に位置づけられるフランソワ・フュレの研究がチェコで翻訳されたことや、革命期の政治派閥の一派である「ジロンド派」への、遅ればせながらの着目、等が挙げられる。本稿は、以上の点で特に注目し得るものとして、ダニエラ・ティンコヴァーの諸研究を取り上げる。

ここで、ティンコヴァーのプロフィールを簡単に紹介しておきたい。彼女は1973年、チェコ・ズノイモの生まれ。プラハ・カレル大学哲学部（歴史・フランス語）を卒業後、パリ・社会科学高等研究院留学を経て、カレル大学哲学部世界史学科を修了した（博士（哲学））。そして、2010年より、カレル大学チェコ史学科の講師を務めている。専門はハプスブルク君主国、フランス、イタリアにおける啓蒙主義期からフランス革命に至る時期の社会史・思想史・メディア史である。主な著書に、『フランス革命』（トリトン、2008年）、『身体、学知、国家—啓蒙期ヨーロッパにおける産院』（アルゴ、2008年）、『ヤン・テオバルト・ヘルド—わが将来の死亡記事欄へのファクトとノート：プラハ医師の回想1770-1799年』（アカデミア、2017年）等があるが、いずれも未邦訳である。

本稿の構成は以下の通りである。本稿は2冊のチェコ語文献を主に取り扱うが、まず1で、イジー・ハヌシュおよびラドミール・ヴルチェック編『フランス革命の解釈』（2004年）の、ハヌシュによる序文および、同書に収録されているティンコヴァーの論文2編を紹介する。次に2で、ティンコヴァー著『フランス革命』（2008年）の、序章と終章を要約紹介する。本稿で紹介される著述は数としては少ないが、

それでも前世紀末以降のチェコにおける研究の、特徴の一端を垣間見ることはできると考えられる(書誌・文献の詳しい情報は後述)。

本稿は、「はじめに」と「おわりに」を水野が、ハヌシュによる序文とティンコヴァー論文その①の紹介を春山が、ティンコヴァー論文②とティンコヴァーの著書の序章/終章の紹介を森下が担当した。また、「はじめに」におけるティンコヴァーのプロフィールは森下および春山によるものである。フランス革命の研究は世界中で行われていると言っても過言ではないかもしれない。そしてその中でも優れた研究は、多くの場合、フランス語や英語等、このテーマの研究者にとって読解可能な言語によって紹介されている。本稿のささやかな貢献は、そのセンサーによる感知から漏れ、いまだ紹介されるに至っていない「優れた研究」を、チェコ史研究者の協力により、紹介できたことであると思われる¹。

1.1 Jiří Hanuš, “Promýšlet revoluci v českém prostředí,” pp. 5-8.

イジー・ハヌシュ「チェコという環境で革命を考える」

この論文は、イジー・ハヌシュとラドミール・ヴルチェクの編集の下で2004年にチェコのブルノで出版された『フランス革命の解釈』²の序文である。執筆者のハヌシュは、冒頭で「フランス革命を考える」というかつて「修正主義派」の歴史家フランソワ・フュレによってなされた呼びかけを引き合いに出しており、1990年代半ばにフュレのチェコ語訳³が出版されたことで、チェコではそうした呼びかけがアクチュアルなものとなったと述べている (p. 5)。というのも、ハヌシュによれば、「フランス革命を考える」ということは、フランスの歴史学だけに限らず、「より新しい歴史学に携わる者すべてにとって意味のある課題として理解され得る」からである (p. 5)。

ハヌシュは、こうした主張の根拠として以下5つの点を列挙している。第一に、歴史家たちは、フランス革命に限らず、そもそも革命という概念を用いる際に、その概念内容とそれを用いることによって何を考えようとしているのかということの説明しなければならないということである。というのも、革命という概念は、きわめて多義的であるだけでなく、様々な要因によってその意味内容がつねに変わり得るためである。したがって、歴史家たち自身も、革命と呼ばれるような出来事自体のみならず、そうした出来事をめぐって次々と新しく勃興する解釈に対しても注意を払わねばならないのである。

第二に、革命について考える際に、ある特定の歴史学上の考え方だけでなく、革命と呼ばれる出来事の前後の影響関係や連続性、変化したもの・不変のもの、それからどういった立場からそうした出来事をとらえるのかといったことも考慮に入れられることである。ハヌシュによれば、例えば、ランケやブルクハルトのように、革命とナポレオンの時代をヨーロッパ文明の危機的局面と見なす者もいれば、ドロイゼンのように、革命的な出来事は、近代立憲主義と国家の自律性をもたらしたとポジティブに捉える者もいたという。

第三に、フランス革命に関する研究は、「どのような力が、歴史的な出来事の展開を決定づけるのかという新しい視点を歴史家たちにもたらした」ということである (p. 6)。フランス革命であれ、あるいはナポレオンや1848年の諸革命であれ、ある時代における権力がどのように機能し(また同時代においてそうした権力がどのようなものと見なされ)、ナポレオンの甥のナポレオン3世であれ、あるいはフ

¹ 水野は筆者代表ではないが、この場を借りて、森下氏、春山氏に感謝を述べさせていただきたい。

² Jiří Hanuš/ Radomír Vlček (eds.), *Interpretace francouzské revoluce*, Brno, 2004.

³ François Furet, *Promýšlet francouzskou revoluci*, Brno, 1994.

アシズムや共産主義の独裁者であれ、その後の時代における個々の権力が頂点へと達する際にどのような影響を与え得るのかということが問題となるのである。こうした問題意識を通じて、例えば、ナポレオンが歩んだ軌跡や彼の意志が、出来事の原因動力となり得ることを示しうる。以上の点を通して、ハヌシュは、「学術的な専門分野としての歴史学にとって、そうしたことは、歴史の成り行きを決定づける状況への新しい眼差し、それから歴史的な史料に対する新しい立場が次第に形成されていったことを意味した」と述べている (p. 6)。

第四に、革命という出来事は、知識人、とりわけ歴史家の立場や言動に影響を及ぼしたということである。ハヌシュによれば、19世紀において歴史家たちの活動は、過去の出来事の収集に限られるものではなく、ヨーロッパ全土、とりわけフランスにおいて、歴史家であると同時に政治家でもあるような人々が影響力を持っていたという点で特徴的であったという (p. 7)。もっとも、こうした流れは20世紀の間に次第に消えていったというが、ハヌシュによれば、それは歴史学コミュニティの構造がさらに多様化したということであった。つまり、アカデミックな世界と評論家の世界を股にかけて影響力を持った人たちもいれば、歴史的な史料（例えば、印刷物）や文書館に所蔵されている未刊行史料に没頭する人たちも見られるようになったということである。

最後に、第五として、歴史家を含め、チェコの知識人たちが置かれた環境には、革命とその影響に関する西ヨーロッパでの研究の成果についてよく知るべき理由があるということである。ハヌシュによれば、過去数十年の間、チェコの知識人たちは、1917年のロシア革命の母としてのフランス革命という一面的な解釈に影響されてきたという。そうした解釈において模範となったのは、フランスからアヴェンギャルドな役割と革命的な選民思想を受け継いだ1948年以降のポリシェヴィキ革命であるに違いなかったとされる (p. 7)。第二次世界大戦後のチェコスロヴァキアにおいても、あらゆる世代の歴史家たちが、マルクス主義に代表されるような歴史解釈の影響下に置かれた。だが、ハヌシュは、こうした「1989年以前のチェコスロヴァキアの『アンシャン・レジーム』期」の史学史的過程を経たこれからの世代にとって、「西ヨーロッパとアメリカの歴史学が築いた財産が、人間の思想をめぐる冒険的な道のりのほんの一部となるし、また後々の人々にとっての手本となる」と述べており、その例として、彼は、フランスのモナ・オズーフ⁴、ポーランドに生まれ、後にフランスで活躍したブロニスワフ・バチコ、それからアメリカのリン・ハントを挙げている (pp. 7-8)。

1.2 Daniela Tinková, “Gironde mezi rudou a bílou I.: Otázka „republiky bez Teroru“ ve francouzské historiografii 19. století,” pp. 40-53.

ダニエラ・ティンコヴァー「赤と白の間のジロンド派—19世紀フランス歴史叙述における『恐怖なき共和国』の問題—」

本論文は、ハヌシュ/ヴルチェク編『フランス革命の解釈』（2004年）⁵に所収されたダニエラ・ティンコヴァーのフランス歴史叙述におけるジロンド派の解釈に関する2本の論文のうちの第一論文である。本論文の目的は、19世紀フランスの歴史叙述において穏健な共和主義者といわれる「ジロンド派」をめぐる問題がどのように解釈されてきたのかを明らかにすることである。彼女がこうした問題を取り上げる理由はおもに2つあり、第一に、フランス革命に関する歴史叙述では、ジロンド派に対して、空虚で

⁴ Mona Ozouf, *Les Aveux du roman: Le XIXe siècle entre Ancien Régime et Révolution*, Paris, 2001.

⁵ Hanuš/ Vlček (eds.), op.cit..

不明確な位置づけがなされてきたためである。第二に、ジロンド派をめぐる解釈を通して、後世の作家や歴史家たちによって形成された「歴史叙述の〔作為的〕構造性」を提示することが可能となるためである (p. 40)。こうした目的の下、彼女はまず革命前後の時代のジロンド派の形成過程を概説しているが、紙幅の関係上、ここでは割愛するとし、19世紀フランス歴史叙述におけるジロンド派の解釈の変遷を取り上げていくこととする。

ティンコヴァーによれば、19世紀前半にはジロンド派の残党が死を迎えたとされるが、とはいえ、彼らの死はジロンド派の解釈をめぐる論争の終焉を意味しなかった (p. 46)。フランス革命の同時代人たちの中には、ジロンド派に対する評価がすでに見られ、例えば、空想的共産主義者のイタリア人フィリップ・ブオナローティ (1761~1837年) は、『平等のためのいわゆるバブーフの陰謀』 (1828年)⁶において「悲しきジロンド派」と評した (p. 47)。

ブオナローティやスタール夫人 (1766~1817年) といった同時代の著作家たちによってジロンド派は消極的に評価されたが、その後、学問や大学での歴史学の間では、ジロンド派に肯定的評価を与える者が出てきた。例えば、フランソワ・A・ミニエ (1796~1884年)⁷は、ジャコバン派の恐怖政治を非難した人物であるが、ティンコヴァーによれば、ミニエは共和国の思想的根底の一部をなす啓蒙精神や道徳規範を持ち合わせていない暴力的な群衆に対して異を唱えるために、ジロンド派のみに好意的立場をとったという (p. 48)。その際、ミニエは、「彼ら〔ジロンド派〕は、モンターニュ派が暴力的措置の力を借りておこなったことを、なんと自分たちの正しい法によって成し遂げたことだろうか」⁸と述べ、ジロンド派の正当性とモンターニュ派の暴力性を対称的に描いた。

19世紀半ばの共和主義的な歴史家たちの中には、ジロンド派擁護を試みる者がおり、例えば、ジュール・ミシュレ (1798~1874年) は、ジロンド派から主戦論、王党主義、そして連邦主義といった「三つの呪い」を取り払おうと試みたという (p. 49)。ティンコヴァーによれば、ミシュレは、ジロンド派の主張と思われてきた王党主義と連邦主義を根本的に棄却したが、それは単なる政治的な動きか、あるいはモンターニュ派による発明でさえあったという。

もっとも、1848年以降の共和主義的な論陣は、ジロンド派の立憲民主主義の支持者とジャコバン派の「公安」の支持者へと分裂した (p. 49)。ティンコヴァーによれば、例えば、宗教史出身のエドガール・キネ (1803~1875年)⁹は、ヨーロッパの歩んできた歴史を二分法で捉えており、一方では古代ギリシアのスパルタから、フランク人・ゲルマン人、カトリック、絶対主義、そしてジャコバン派及び社会主義へと至る道、他方ではアテネからガリア人、宗教改革、初期資本主義、そしてジロンド派を通じて自由主義の時代へと至る道である。キネによれば、このようなヨーロッパ史の過程で人々は自由と平等のために絶え間なく戦いを繰り返しており、ゲルマン人によるガリア人の征服、アルビジョア派やユグノーの弾圧、それからジロンド派に対するジャコバン派の絶対主義の勝利といったことは、「真実に対する権力、政治的自由に対する政治権力の究極的勝利」の証しであったという (p. 50)。このように、彼の絶対主義に対する批判は、ロベスピエールとジャコバン派によって支配された国家に対する疑問を呈しており、彼にとって恐怖政治とは絶対主義に戻ることに他ならなかった。

⁶ Filippo Buonarroti, *Conspiration pour l'Égalité dite de Babeuf*, Paris, t. 1., 1828 (1957), p. 37.

⁷ François A. Mignet, *Histoire de la Révolution française*, Paris, 1824.

⁸ *Ibid.*, t. 2., p. 2.

⁹ Edgar Quinet, "Philosophie de l'histoire de France," *Revue des deux-mondes*, 1855 (ティンコヴァーは1854年と記している) ; *idem*, *La Révolution*, 2 Vols., Paris, 1865.

続いて、第三共和政期（1870～1940年）に属すイポリット・テーヌ（1828～1893年）の反革命的著作『現代フランスの起源』（1875～1893年）¹⁰では、テーヌはジロンド派とモンターニュ派に顕著な差異を見いだしてはいないとされるが、ティンコヴァーは少なくとも両者の根本的な差異に目を向けるべきとしている（p. 51）。テーヌによれば、国民公会（1792～1795年）の核となったのは、「『ありふれた類の教養ある人々』、無政府主義、殺人、マラーを憎む『18～19世紀のブルジョアジー』」である（p. 51）。テーヌによって国民公会の中核をなした人々に数え入れられたのはジロンド派のビュゾー、ランジュイネ伯爵、コンドルセなどであり、彼らは教養ある議員であった。ジロンド派の中には裁判官であった人々もおり、彼らの権威は「永遠の正義」から発せられるものであったが、もっとも、この点ではモンターニュ派と違いはなかったという。だが歴史的に見れば、国民公会でのジロンド派の敗北自体は避けられないことであった。テーヌによれば、ジロンド派の致命的な過ちは、戦争の遂行であれ、九月虐殺（1792年）に関する訴追であれ、彼らが一貫性を欠いていたことであり、またティンコヴァーがモンターニュ派との違いと指摘しているように、ジロンド派が1つにまとまって同盟を結成することができなかった点にあった（p. 52）。

その後、1886年には、アルフォンス・オラール（1849～1928年）がソルボンヌ大学にフランス革命講座を設立し、「ロマン主義的な」歴史叙述への対抗として学問的な立場でフランス革命を論じようと試みた。しかしながら、ティンコヴァーによれば、彼が自身の著作¹¹でジロンド派について書き始めた際に、彼は「ロマン主義の」誘惑に抵抗することはなかったし、またオラールは、ジロンド派の教養に対する理解を強調したという（p. 52）。さらに、オラールはジロンド派とモンターニュ派との間で本質的な違いはなかったと信じていたが、それでも彼は、モンターニュ派には備わっていたような共和主義的な言動が、ジロンド派には欠けていたという。そのため、たとえジロンド派の精神自体は共和主義的だったとしても、彼らの言動自体は「宮廷的」、すなわち、王党主義的で貴族的なものであった。

1.3 Daniela Tinková, “Gironde mezi rudou a bílou II,” Jiří Hanuš, Radomír Vlček (eds.), *Interpretace francouzské revoluce*, Brno, 2004, pp. 105-115

ダニエラ・ティンコヴァー「赤と白の間のジロンド派」イジー・ハヌシュ、ラドミール・ヴルチェック編『フランス革命の解釈』ブルノ、2004年。

本稿の目的は、ジロンド派を「ジャコバン史学」の中でとらえなおすことにある。ジロンド派とモンターニュ派の関係を「階級闘争」とみなす「ジャコバン史学」に対して、『革命の社会史』を著したジョレスは、モンターニュ派が進める中央集権に対抗してジロンド派が「連邦制」を打ち出した点に着目する。他方で彼は、ジロンド派が革命の分裂を導いた点を批判し、「革命を欲し、その手段を拒否すること、これが意味するのは、それがあらわになった瞬間にもジロンド派の無能力に落ちていく」と結論付けた。マドランとガクソットの古典的な解釈によれば、「ジロンド派とは、若くて才能があり、自由と友愛という自らの信条を侮辱すると彼らを感じた者は誰でも憎み衝突して殺した」という。マドランはとりわけ、コンドルセの憲法草案を高く評価する一方、モンターニュ派の暴力を「ジロンド派のホロコースト」と表現するなど、同派への共鳴が見られた。その一方で、ジロンド派は私有財産・自由競争

¹⁰ Hippolyte Taine, *Les Origines de la France contemporaine*, 5 Vols., Paris, 1875-1893. なお、ティンコヴァーはチェコ語訳を用いている。Idem, *Jakobíni*, Vol. 1., Praha, 1908.

¹¹ Alphonse Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, Paris, 1901.

を前提に、生産や商業への国家介入を拒否する「党派」であったが、モンターニュ派よりも統率が取れていない個人的な集合体であり、ゆえに「反対派を破壊し、公共の安寧という法に従属させるという能力」すなわち「党派性」に欠けると評された。

次に著者が着目するのは、「ジャコバン史学」中心人物の一人アルベール・マティエ（1874-1932）である。彼によれば、ジロンド派は所有権を不可侵とみなす一方、モンターニュ派は「私的所有権よりも生存権、個人の利益よりも公共の利益」を優先しており、両派の対立は社会的・階級的なものであった。彼は、メンシェヴィキをジロンド派に、ボルシェヴィキをジャコバン（モンターニュ）派に重ね合わせ、ジロンド派は敗北を定められた「階級」であると考えた。このテーゼは戦間期チェコの左派知識人スタニスラフ・コストカ・ノイマンのフランス革命史研究にも踏襲されており、マティエの歴史解釈の影響が見て取れる。他方、ジョルジュ・ルフェーヴル（1874-1959）はジロンド派を「自由世界の理想主義者」とみなし、ジロンド派の敗北が「歴史的」「運命的」であるという主張を否定した。彼によれば、ジロンド派は「祖国」を強調する点でモンターニュ派と軌を一にしていたが、法重視で暴力蜂起を非合法と捉える点でモンターニュ派と対立したという。著者はさらに、戦後「ジャコバン史学」の中心人物アルベール・ソブール（1914-1982）の革命史観に切り込む。ソブールによれば明確に「ジロンド派はブルジョワジー」であり、1793年5-6月はモンターニュ派によって「大ブルジョワ＝ジロンド派」が排除された社会革命であるとする点でマティエと共通していた。

このような「革命史観」の再解釈は、戦後のフランス国外で現れた。カナダの歴史家 M.J.シデナムによれば、ジロンド派とは統一されていない集団であったのに対し、モンターニュ派は比較的少数で固まっており、内部の統一性が保たれていたことで優位に立ったという。著者は1960年代に現れたフランソワ・フュレ（1927-1997）とドゥニ・リシュの見解を取り上げた。両名は、両派の相違点を人材に見出し、ジロンド派の「傑出しているが一貫性のない」人物の例としてコンドルセを挙げる。フュレによれば、「ジロンド派の共和国」は「才能の共和国」であったという。また、ジャクリヌ・ショーミエによれば、両派の文化的相違点は「法・教育文化の相違」すなわち、伝統的に集権主義でパリに従属する北東部をモンターニュ派が抑える一方、市民自治、成文法の文化を持つ南西部をジロンド派が拠点にしていた点にあるという。

このようなジロンド派に着目した革命解釈に対して、前述のソブールは「階級闘争」という言葉を排し、両派の「教育」背景の相違点を主張した。ジロンド派はイエズス会やヴォルテール世代の啓蒙主義者の影響を受けた「楽観的・エリート主義的リベラリズム」の世代であった一方、モンターニュ派はオラトリオ会とルソーの影響を受けた「平等主義的な社会感覚やヴォランタリーの政治コンセプト」を掲げる若い世代の対立でもあったという。1989年の革命二百年はジュール・ミシュレの「ルネサンス」をもたらしたが、ジロンド派に対するミシュレの共鳴が注目されることはなかった。ミシェル・ヴォヴェル（1933-2018）の見解もまた、このようなソブールの「修正」的見解に近かった。1994年にフュレが出版した革命に関する著作は、ジロンド派に焦点を当てていない。

フュレが著した『幻想の過去』によれば、1989年から1992年にかけて東欧で起こった出来事は、「（フランス共和国の）民主主義モデルのソ連・東欧型社会主義に対する「勝利」」であり、「自由主義と社会主義という「民主主義」の二つのモデル」は、フランス革命時のジロンド派とモンターニュ派の対立と重ねあわされてきた。著者はジロンド派の歴史的立場づけを、1989年の「ピロード革命」の文脈の中

で、以下のようなフュレの引用によって締めくくる。「幸福な希望の時期、ジロンド派は嵐の時期の中にあり、モンターニュ派は明後日（テルミドール以降）、沈黙しており、沼地から解放される。」

2. Daniela Tinková, *Francouzská revoluce, Praha, 2008*

ダニエラ・ティンコヴァー『フランス革命』序章及び終章より抜粋

本書は、チェコのフランス革命史研究者による、フランス革命史の簡便な案内である。その一方で、本書からは、チェコ史の文脈における独自のフランス革命解釈も見て取れる。彼女は次のように問いかける。「1989年には以下のような変化をもたらされた。すなわち、「ピロード革命」の1989年は）ソ連圏諸国（東欧）の「西側」的伝統と資本主義社会（革命の伝統の否定による）への転換であり、それが幻想であった証明ということなのだろうか？ 逆に、1789年の原則への回帰を象徴していたのだろうか？」

彼女の問いは、「1789年」と「1793年」そして「1917年」の関係にあり、その延長線上に、チェコにおける「1989年」が見据えられる。フランス革命は、共和国、民主主義、自由主義、独裁など様々な問題を喚起したが、チェコのフランス革命研究においては、1930年代のスタニスラフ・コストカ・ノイマン、社会主義期（1950~80年代）にはミロスラフ・フロフやヴラスタ・クビショヴァー、クヴェタ・メイドジチカ、ミハエル・ヴァナーチェクらの研究が古典である。特筆すべきは、体制転換後の1990年代に、エドモンド・バーク（原著1794年）の古典的な保守主義から、現代アメリカの著作（リン・ハントなど）にいたる英語圏の研究に加えて、フランソワ・フュレやモナ・オズーフのようなフランス本国の「修正主義」の著作も同時に紹介されたことにある。チェコにおけるフランス革命史研究では、「1989年」が少なからぬ意味を持っていたといえよう。

本書で彼女が目指すのは、1789年から1799年を「ブルジョワ革命」「革命独裁とナポレオンの登場」とみなす歴史観の修正である。彼女はフランス革命を、①憲法制定議会（1789-1791年）および立法議会（1791-1792年）、②共和国公会の時期（1792-1795年）、③「ブルジョワ共和国」期（1795-1799年）の三段階に分類する。①は、立憲君主制の成立から革命の急進化を経て、社会の政治化が進展する時期である。②はさらに、a) ジロンド派の公会（1792年9月-1793年6月）、b) ジャコバン独裁ーモンターニュ派の公会（1793年6月-1794年7月）、c) テルミドール公会（1794年7月-1795年）に区分される。具体的には、ジロンド派の排除とモンターニュ派独裁の成立さらには総裁政府を定めた1795年憲法に至る時期である。③は、①の革命の成果を維持しようとする時期であり、市民法や私有財産の保護などがテーマとなる。王党派や地方の叛乱がナポレオンの統領政府を生み出す経緯が描かれる。

最終的に著者は、「革命が生み出した成果」について、以下の7点について問いを投げかける。①1789年フランス革命は本当に「ブルジョワ」革命とみなしうるのか？ ②憲法制定議会が重要な改革を行い、立憲君主制にしようとした1791年革命はなぜ安定化に失敗したのか？ 対外戦争・内戦やテロルに至るほどなぜ急進化したのか？ ③欧州戦争や王の処刑、公共の安寧（人民の動員と内戦へと至る）という名の独裁をもたらした1792-93年のダイナミズムはどう説明されるのか？ ④1792年8月10日蜂起すなわち1793年の「ジャコバン革命」は新たな革命（1789-91/92年における富裕エリートの「ブルジョワ王朝」からサンキュロットの民主主義へ）すなわち「民主主義の」革命とみなしうるのか？ サンキュロットや人民は実際にどのような役割を果たしたのか？ ⑤「テルミドールの反動」は革命の終わりなのか、

その継続なのか？ ⑥1799年に共和国はなぜ崩壊したのか、なぜナポレオン独裁へと至ったのか？ ナポレオンは革命を完成させたのか、篡奪したのか？ ⑦革命全体の十年間のダイナミズムと、革命を維持しようとしたすべての体制が非常に脆かったことの折り合いをどうつけるのか？

これらはいずれも、フュレの「修正主義」に依拠した、フランス革命史研究においては古典的な問いなのかもしれない¹²。しかし、チェコ史の文脈を念頭に革命史研究を読み解く際に、著者のジロンド派への着目が独自の解釈を提示するのではないだろうか。

本書の目次は以下の通りである。

序章

1. 不死鳥のように？ フランス革命の起源 (1. なぜフランス？ なぜ1789年？ 2. 啓蒙絶対主義の無益な試み (アンシャン・レジームの危機) と貴族の反乱 3. 革命のハネムーン：1789年夏)
2. 自由・平等・所有権—憲法制定議会 1789-1791 (1. 王・憲法制定議会・新しい政治文化 2. フランスの新しい姿と最初の憲法 3. 王の逃亡と1791年危機)
3. 戦争と王権の没落—立法議会 1791-1792 (1. 逃亡と抵抗する聖職者 2. 戦争への道 3. 王朝の凋落)
4. 王の処刑—テロルなき共和国？ ジロンド派 1792-1793 (1. 共和国の誕生：ジロンド派と山岳派の間で 2. 王は死すべし 3. 独裁への道とジロンド派の没落)
5. 兄弟殺しと独裁への道—山岳派 1793-1794 (独裁とテロル体制 2. 山岳派の粛清 3. テルミドール)
6. 赤と白の間で—テルミドール公会議 1794-1795 (1. テロルはいかに集結したのか 2. 教会との和平・欧州との和平 3. いかに共和国を守るのか)
7. 脆い調和の模索—総裁政府 1795-1799 (1. 困難な妥協：第一次総裁政府 1795-1797 2. キリスト教の終わり？ 第二次総裁政府 1797-1799 3. 革命の輸出と将軍ボナパルトの台頭)

結論：革命から現れたのは何だったのか

おわりに

以上、ティンコヴァーを中心に、チェコにおけるフランス革命史研究の一部を紹介した。繰り返しの言及にはなるが、本稿で取り扱った文献は少ない。だが、わずかな文献に目を通すだけでも、看取される重要な特徴には、以下の諸点が挙げられる。

イジー・ハヌシュの「チェコという環境で革命を考える」からは、まず、歴史家が、革命史を解釈・記述する際に、どのような立場からそれを行うのか、という点への自覚が看取される。ハヌシュはフランソワ・フュレの問題関心を受け継いでいるが、フュレの以下の言葉を前世紀に知っているフランスや日本の研究者からすれば、ハヌシュの自覚からはある種の懐かしさを覚えるであろう。『フランス革命を考える』の中で、フュレは述べている。「メロヴィング朝の諸王を研究したり、百年戦争を研究したりする歴史家には、研究のたびに調査許可証を提示する義務はない。(中略) フランス革命の歴史家の

¹² 例えば、本書167頁(第4章)では、ジロンド派が共和国のリベラルなオルタナティヴを目指したという仮定を踏まえて、1965年のフュレから以下の引用を行っている。「革命のロマンティズムはジロンド派とともに消えた。1年以上の間、幻想の輝き、若さ、熱狂によってジロンド派は革命を照らし続けた。しかし幻は終わった。フランスは孤立し、ヴァンデが反乱を起こし、パリのサンキュロットは過激な訴えに出ようとしていた。」また、212頁(第6章)では、両派の対立について、「幸福な希望の時期(ジロンド派にとっては痛みと死の時期)、モンターニュ派は、明日には幸せの日々が戻ってくる。彼らは口をつぐみ、注意深く、器用に沼沢派からやってくる。」とフュレを引用する。

場合は、自分の職能以外の肩書をいくつか作り出さなければならない。旗幟を鮮明にしなければならないのだ。(中略)彼(歴史家)は意見を与える必要がある。意見といっても簡単で、自分は王党派だ、リベラル派だ、あるいはジャコバン派だと言えばよいのである。(中略および補足は水野)¹³。フュレの研究が正しいものか否かの議論はここでは置くとしても、ここでの彼の言葉自体は、いまなお心に留めておく必要があるであろう。また同じくハヌシュからは、「ファシズムや共産主義の独裁者」といった文言も見出される。この二者が同列に扱われることにも歴史があり、このことはありふれたことではあるが、ナチズムやファシズム、そして共産主義を「全体主義」として一つにまとめ、自身・自国をその「全体主義」の犠牲者であると認識するいわゆる「全体主義史観」が、近年の東欧諸国で広く通用している事情を考えるならば、ハヌシュの言葉は、「ありふれたこと」では済まされない要素を内包しているのかもしれない。

ティンコヴァーに関しては、日本やフランスの研究者の目からすれば遅ればせながらの、ジロンド派への着目を、その特徴とすることが可能であろう。19世紀および20世紀の、主にフランスにおけるジロンド派研究・解釈が彼女の手によりまとめられているが、彼女の問題意識自体は、いまなお重要なものであり続けていると思われる。すなわち既述のように、フランス革命に関する歴史叙述において、ジロンド派の位置づけが不明確なままであったこと、および、ジロンド派をめぐる解釈を通して、歴史叙述の〔作為的〕構造性を提示することが可能となること、である。

ティンコヴァーの記述を通して見えてくるものは、歴史家としての学問的誠実さである。これは学者としては当然のことであり、彼女の研究から、チェコにおける研究の特質や、あるいはなんらかの(特に政治的な)メッセージを抜き出そうと試みることが、戒められるべきであることも、また当然である。だがそれでもなお、例えば、マドランを紹介した際に彼女が引用した「ジロンド派のホロコースト」という言葉を目にする時、そこには何か意味があるのではないかと思わざるを得ない。これはマドランの著書『革命』(1912年)の中から引用した言葉であるが、20世紀初頭のこの言葉の意味は現代のものとは異なると思われるが、彼女はその点に一言も言及していない。そのため、ジロンド派の運命を、現代的な意味に引き寄せて解釈することに繋がってしまう懸念はあると思われる。

また、本稿では記述しなかったが、ティンコヴァーはマルセル・ドリニーにも言及している。ドリニーはジロンド派を研究する際に外すことのできない研究者であり、そのため、彼女のまとめはこのテーマについての主要な情報をフォローしていると言える。しかし、言及はわずかであり、全体として、彼女自身がジロンド派をどのように解釈しているのか、容易に見えはしない。そのため、この派閥がまとまりのない集団であるという印象を読者が依然として抱く可能性は否定できない。ドリニーはジロンド派を、政治的に統一したものとして、解釈しようとしたことあるだけに、その点も踏まえ、ティンコヴァー「による」ジロンド派の解釈を知りたかった(ドリニーはジロンド派を、植民地問題・アシニャ紙幣の信頼の維持・所有権の不可侵性等の点で結びつく革命集団であると、政治的に定義しようとしている。ジロンド派の大部分は植民地から利益を得る方法に反対しており、「黒人友の会(Société des Amis des Noirs)」の有力なメンバーであった。奴隷に関しては長い時間をかけての、段階的廃止を主張していた)¹⁴。とはいえ、彼女に影響を与えているフュレが代表となり、過去にまとめた学会報告集が

¹³ フランソワ・フュレ『フランス革命を考える』大津真作訳、岩波書店、1989年、p.3.

¹⁴ M.ドリニイ著・高橋誠訳、1993。「ジロンド派—政治的実践の定義への試み—」フォーラム「科学論」編集『フランス革命とは何か—現代史認識の再建を目指して—』中央大学社会科学研究所：83-102.

15、ジロンド派をテーマとするものであったにも関わらず、ドリニーの存在を外していることを考えれば、彼女の学問的探究心は明らかである。

本論で前述のように、ティンコヴァーは、チェコにおけるフランス革命研究史の特色として、体制転換後の1990年代に、保守主義者エドモンド・バークのものから、現代アメリカのリン・ハント等にいたる英語圏のものに加えて、フュレやオゾーフのようなフランス「修正主義」のものが同時に紹介されたことを挙げている。ティンコヴァーの立ち位置は明確ではないが（歴史家として、事実のみを客観的に記述しているのかもしれない）、ジロンド派が共和国のリベラルなオルタナティヴを目指したという仮定を意識し、フュレからの引用を行っている点に着目することは重要であろう。仮に、社会主義体制が崩壊し、自由主義・資本主義体制へと転換を遂げたチェコの事情に、チェコにおけるフランス革命研究が引きずられており、ティンコヴァーの研究もその路線上に位置するものであるとすれば、我々はチェコの政治的社会的背景により、ジロンド派を見直す契機を受け取ったことになるであろう。だが、これは「仮」の想定である。ティンコヴァーやハヌシュの一層の読解のみならず、その他のチェコの研究者の成果についても理解を深めることで、さらなる可能性を見出していきたい。

Czech historiography of the French Revolution: the studies of Daniela Tinková

Yoshiyuki Morishita, Yuki Haruyama, Nobuyuki Mizuno (Tsunoda)

The aim of this article is to examine Czech studies of the French Revolution. Czech historiography of the French Revolution has been an active field of study since the first half of the 20th century. This article focuses on French Revolution studies after the Velvet Revolution in 1989, after the “revisionist” studies of François Furet were translated into Czech. Coincidentally, Czechoslovakia experienced a “revolution” in 1989 just 200 years after the French Revolution. Moreover, some Czech historians recognized the importance of the Girondins who were not considered as part of “orthodox” French Revolution historiography as the Jacobins were. In this paper, we select and introduce some of the studies of Czech historian Daniela Tinková from the 2000s, including “Gironda mezi rudou a bílou (Girondins between red and white)” (Prague, 2004), and “Francouzská revoluce (French Revolution)” (Prague, 2008). Tinková researches the liberalism and federalism of the Girondins, and she partly depends on Furet. Studies of the French Revolution exist in other European countries and all over the world. Every nation that was influenced by the French Revolution, especially in central and eastern Europe, has its own historiography of it. Many important studies have been published in French and English, but some “discoveries” may be made by reviewing studies of the revolution from other European states, and particularly those written by outstanding researchers in their native language. This article is the first step in introducing the results of important new research written in Czech.

¹⁵ François Furet, Mona Ozouf (sous la direction de), *La Gironde et les Girondins*, Paris, Payot, 1991.

書評

[書評] 神原ゆうこ『デモクラシーという作法－ スロヴァキア村落における体制転換後の民族誌』 (九州大学出版会、2015年)

森下 嘉之

本書は、1989年の「東欧革命」による体制転換後から2000年代に至るスロヴァキアの村落をフィールドに、社会主義体制からEU統合への転換期における地域社会の人々の「語りと実践を通して、市民社会を模索することの意義と価値を問う」ことを目指している（帯参照）。以下、本書の紹介を踏まえたうえで、評者の見解を述べることとする。

本書は全7章、III部構成である。序章及び第I部（1-2章）では、先行研究に加えて本書が扱うフィールドの紹介と理論的整理が目指される。本書で取り上げるスロヴァキアは、1989年11月、「チェコスロヴァキア」であった時代に「ビロード革命」を経験し、40年に及ぶ社会主義体制からの転換を果たした。同地域は1993年にチェコ共和国とスロヴァキアに分離した後、2004年には両国ともEU加盟を果たし、ヨーロッパ統合に組み込まれていく。「革命」という語からも想起されるように、社会主義体制からの転換は劇的な変化を地域社会にもたらしたと考えられることが多い。しかし、著者は「革命」がもたらした変化を注意深く、なおかつ大胆に、理論的蓄積を踏まえたうえで読み解いていく。

第I部－体制転換を取り巻く諸概念の検討（第1章：文化人類学が体制転換を扱うことの可能性、第2章：現地の人々にとっての市民社会とアソシエーション）の第1章において、著者は現地住民が身につけた「民主主義」的思考や活動様式を、「西」側の価値観への単純な同化ではなく、「そこに生活する人々の重なり合った価値観の拮抗のなかにみることができるもの」と提起する（23頁）。著者が本書で体制転換後スロヴァキア村落の分析にあたってキー概念として用いているのが「デモクラシー」と、その実践の空間としての「市民社会」「アソシエーション」である。ここでの概念の用い方については説明が必要であろう。著者は、様々な政治形態に拡大可能となった「民主主義」よりも、社会主義からの体制転換を経験したスロヴァキアの人々が「自らの経験を語る際に頻繁に言及」された言葉として、つまり、発話主体である村落住民の「ローカルターム」としてデモクラシーという語を用いている（24頁）。また、東欧の体制転換に際して、「自発的で自由なアソシエーションに基づく」「二元論的に国家に対抗する市民社会」が注目されるようになったが（45頁）、著者は「市民社会のどの特質に注目するかによって、適切に参照すべき市民社会論も変化するはず」と慎重さを求める（32頁）。デモクラシー及び「市民社会」を論じるにあたって、本書の柱が社会主義からの転換を主題とする以上、「何が社会主義時代的な

価値観であったのか」が重要な考察となる。著者は「ステレオタイプ的な社会主義の表象」が、「調査地の人々が語り掛けてくれた社会主義像」であることを指摘する（52頁）。

第2章では、「市民社会」実践の場であるアソシエーションのスロヴァキアにおける文脈を整理する中で、これらが体制転換以前の、チェコ及びスロヴァキアの歴史に即して言及されてきた概念であることを強調する（54-55頁）。アソシエーションは、スロヴァキアにおいては19世紀のハプスブルク帝国期に由来を持ち、戦間期のチェコスロヴァキア「第一共和国」期の「市民社会の伝統」の経験が、体制転換以降においても語られるべき参照軸として機能していることが指摘される。社会主義期以来、スロヴァキアの社会は「アソシエーションと村議会を通して二重に村落を管理するしくみ」を持っていたことから、「自律性の生じる余地は最小限」であったことに注意が促される（67頁）。そのうえで、「統治の残像と自律性がせめぎあう場としての体制転換後のアソシエーション活動」が、「スロヴァキア村落における市民社会のありかたを考察するうえで、注目に値する」と著者は位置づける（67頁）。ただし、後述するようなスロヴァキア村落の社会的背景から、「自由な意思を持つ匿名の個人が集まる都市化した空間を前提としている以上、ポスト社会主義の村落に、既存の市民社会と同じ像を見いだすには限界がある。」アソシエーションの持続的な活動を前提とする「欧米的な市民社会」のありかたが、「デモクラシー時代の作法として、現地のアソシエーション活動と市民社会のありかたを方向付ける状況が生まれている」ことを著者は指摘する（74-75頁）。

続いて第II部—国境地域の村落の人々の生活変化とデモクラシーの自覚（3-5章）においては、フィールド調査に移る。本書が対象とする地域は、スロヴァキアの中でもとりわけオーストリアと国境を接する西部の村落である。スロヴァキアにとってオーストリアは社会主義期より国境を接する唯一の「西側」国家であり¹、加えて同国と接する西部国境は、首都ブラチスラヴァからも近い距離にあるという特徴を持つ。それゆえ、本書の特色は、首都近郊かつ「西」との「国境地域」に焦点を当てていることにある。

「国境地域」のフィールドワークといえは、「越境」が中心的課題となることが多い。本書においても「越境」「国境を超えた協力」は重要な課題の一つではあるが、後述のように著者はそうした側面のみを持ち上げることはない。「国境を超える人」と同様、「移動しない人々」も本書では重要な調査の対象となるためである（113頁）。

これらの前提を踏まえたうえで著者がフィールドとした村落は二つある。第4章「パヴォル村：自覚されるデモクラシーとつながりの再生—パヴォル村を事例として」で取り上げる同村は、オーストリア国境（モラヴァ川）をつなぐ橋を有し、国境開放後から種々のアソシエーション活動を展開した。同村では体制転換への賛同者が多かったことから、著者は体制転換にかかわった活動家への聞き取りを通して、社会主義の否定としてデモクラシーが機能していた点を紹介する。他方、体制転換後の経済的変動によって、村落政治にも対立が生じ、社会主義期を回顧する言説が現れるようになった点に着目する。ただし著者は、社会主義期と体制転換以降を単純な断絶とはとらえない。「社会主義時代の遺産であろうと、村落の人々を取り込むためのアソシエーションに支えられたコミュニティが存在し、そこに「革命」というデモクラシーの原点を経験し、その後の新しい社会の構築を模索した経験を持つ人々がいたからこそ、思考様式を柔軟に変容させることが可能だった」という解釈が提示される（167頁）。

¹ 永世中立国であるオーストリアを「西側」とすることには語義上の問題があるが、ここでは非共産圏（一党独裁）・資本主義体制という意味で便宜上、「西側」という語をオーストリアについても用いることにする。

第5章「国境の開放としたたかな熱狂ーリエカ村を事例として」では、パヴォル村とは異なり国境をつなぐ橋の存在しないリエカ村における「静かな熱狂」が分析される。著者が主に聞き取りを行ったのは、社会主義期から続く民族舞踊団のメンバーである。オーストリアとの国境交流も行われるが、本章において重要なのは、スロヴァキア村落内の「移動しない人々」を取り込む動きである（194頁）。こうした文化団体は、体制転換によって厳しい運営を迫られるのであるが、それでもアソシエーションが国内外の結節点として機能していること、村人もそうしたアソシエーション参加によって決して受動的な存在ではないことが指摘される。著者は、こうした村落団体が、EUが期待するようなボランティア・アソシエーションとは性格が異なるものであることに注意を喚起しつつ、コミュニティ全体の価値観を変えていく役割をはたしてきたことを指摘する（197-198頁）。

第Ⅲ部「自治」時代の人々にとってのデモクラシー」の第6章「ネオリベラリズムの時代の自治/「自治」」では、中世ヨーロッパの都市・地方自治に代表される、「人びとが求める自治と与えられた「自治」にずれがあること」が示される。すなわち、「ある集団が外部に対して一定の自律性をもって運営を行う」という自治の規範に対して、体制転換後のスロヴァキア村落を念頭に著者が用いる「自治」とは、「ネオリベラルな統治を持ち込む装置」であった（210-211, 234頁）。体制転換後のスロヴァキアの村落では、社会主義期の中央集権システムからの地方分権化が進められたが、そこで求められた「自治」とは、外部から地域社会に持ち込まれた「ネオリベラリズム的な競争制度」すなわち行政効率化（経費削減）の手段とほぼ同義であり、そのしわ寄せは自治体管理職への負担増と活動のための「外部の資金獲得」への奔走という形で表れている（220頁）。「社会主義の代替としての民主主義と地域社会における自治は、民間の力を活用することを目指すネオリベラリズム的な資本主義とセットで導入」されたことが、「資本主義」への不信感と「自治」の拒否を呼び起こした。「自治」に適応できる「勝者」と適応できない「敗者」という「新たな亀裂」が村に持ち込まれたのである（233-235頁）。その一方で、「自治」から排除された年金受給者会の例に示されるように、社会主義期を生き延びた住民が「民主主義的に意見を交換する」意識を持つようになったことで、ネオリベラルな「自治」とは異なる「村のため」という価値観を再構築していった例も紹介される。「アソシエーションを介在して村落のなかに一定の立場を持っている人々が、一定の手続きに則って行動を起こしたこと、およびその内部に政治的な規範が存在しうること」が、「市民社会を支える価値観の萌芽」となっている点に著者は着目する。「ローカルな「市民社会」」を担う村落住民は、「自治」に対応する姿勢」をアソシエーション内部で共有し、「抗議活動の基礎となる政治的な価値観」を構築していたのである（237-240頁）。

第7章「自治」の時代の自律性を支えるモラルティの存在」では、体制転換前後の人々の意識変化を「モラルティ」という切り口から問い直す。旧共産圏でしばしば耳にする「社会主義の時代は(経済的に)よかった」という類の言説は、転換後の「現実との対峙」のなかで現れたことに注意が喚起される。村落住民の語る「豊かな社会主義時代」は、不満を口にすることができないという抑圧の上に成立しており、現地の人々にとってはわかりきった前提であった（265-266頁）。体制転換後のアソシエーションに代表される村落住民の「行動」は、住民が「新しく得た権利」であり、村に関わろうとする人々を緩やかに結びつけることになったという。すなわち、社会主義時代より続く「村のため」というロジックが、「ネオリベラルな統治がもたらす新たな排除への抵抗にもなっていた」点に著者は着目する（269頁）。「村落における自律的な市民活動は「自治」の論理とゆるやかなモラルティのバランスの上」に成立し

ており、「村のため」という共同性のフィクションを成立させるゆるやかなモラルティが、現在の村落社会を支えている」という見通しを示す（272頁）。

結論において著者は、「体制転換後の村落では、デモクラシーが時代の作法かのように、人々に理解され、その形式を実践されることで、政治的な価値観」が「実践のなかで徐々に変容してきた」こと、そのためには、「コミュニティレベルの、共同性ほどの強制力を持たないモラルティ」を考慮に入れる必要性を提示する（282-283頁）。社会主義時代以来の村落のアソシエーションにおける「自治」の論理について、「多様性を内部に抱えつつ、「村のため」の善意を持つ人々が排除されずに緩やかに結びつけられるモラルティがデモクラシーの作法と並行して機能していた。」そして、「作法と化したものであっても、デモクラシーが当たり前とされる時代となったこと自体が、1989年に新たな時代に希望を持った人々のひとつの成果であったのである」と本書は締めくくられる（287頁）。

以上、手短ながら本書の内容を要約した。以下では、本書が扱った体制転換後のスロヴァキアというフィールドにおける社会主義体験の記憶と地域的特色の観点から評者なりに問いかけてみたい。先行研究で示されているように、東欧諸国の社会主義は「人々の毎日の生活に埋め込まれた価値システムであり、毎日の「普通の生活」のリアリティ」であった（50頁）²。従来、1989年の体制転換に際しての市民の対応については、「国家に対抗する」市民社会という表現で説明されることが多く、この点については本書においても整理されている。もっとも、著者の狙いは規範的な市民社会論にとどまるものではなく、「スロヴァキア社会のなかで、人々があるだろうと仮定している「市民社会」の枠組みと現実の社会の相互作用に注目して、体制転換後に形成された社会とそのなかを生きる人々の価値観」を描くことにあった（30頁）。村落住民がアソシエーション活動を通して、「体制転換後の現実の問題に対応する過程を経たうえで、「社会主義時代に培われた価値観の上に積み上げられるかたち」で、「市民社会的」思考」を形成し（285頁）、デモクラシーを実践する過程を明らかにした本書は、単に体制転換後の村落における研究空白を埋めるにとどまらない。「ローカルな「市民社会」を担う人々」のデモクラシーの実践の場とされる自治のコミュニティに、「ネオリベラルな統治」が持ち込まれ、亀裂と排除が引き起こされた点に踏み込んだ画期的な業績といえよう。村落であれ都市であれ、社会主義期の価値システムが体制転換によって消え去るわけではなく、その一方で急激な「新自由主義革命」³の波が1990年代以降の村落に押

² チェコスロヴァキア社会主義においてしばしば事例に挙げられるのは、1989年「ビロード革命」の立役者であるヴァーツラフ・ハヴェル（後に大統領）が示したような、「プラハの春」以降の「正常化体制」期チェコスロヴァキアにおける「店先にスローガンを掲げた八百屋」である。ハヴェルによれば、スローガンを掲げた「八百屋」は決して社会主義体制に賛同していたわけではなく、秘密警察などによる抑圧の厳しかった時代に「体制に従うからそっとしておいてほしい」という意思を示しており、「全体主義体制」の変革には「力なき者たちの力」が必要であるというハヴェルの有名なテーゼが現れる。ただし、「私生活を守るために「公的な場面」で「振る舞いを偽装」し、「嘘の中で」生きてきたとするハヴェルの分析に対しては近年、人前での「偽装」と私的空間での「自我」という「二項対立」とどまり、主体の言動を「文字通りの意味のレベルでしか見ていない」という批判がなされている。Václav Havel, *Moc bezmocných*, Praha, 1990. (*The power of the powerless: citizens against the state in central-eastern Europe*, Routledge, 2010). アンドルー・ナゴースキー（工藤幸雄 [ほか] 訳）『新しい東欧—ポスト共産主義の世界』共同通信社、1994年、41-43頁；アレクセイ・ユルチャク（半谷史郎訳）『最後のソ連世代—ブレジネフからペレストロイカまで』みすず書房、2017年、22-23頁。ユルチャクによる批判については、福田宏「紅い刑事ドラマとチェコスロヴァキア社会主義—テレビによる同時代史の構築」越野剛、高山陽子編『紅い戦争のメモリースケープ—旧ソ連・東欧・中国・ベトナム』北海道大学出版会、2019年、142頁による。

³ 「東欧革命」を「新自由主義革命」と捉える見方については以下を参照。小沢弘明「新自由主義下の社

し寄せる。このように見れば、スロヴァキア村落の変容は決して東欧の遠い世界の話ではなく、現代日本とも多くの共通課題を抱えていることが分かる（地方創生、外部資金獲得といったフレーズが想起されよう）。

次に、本書のポイントの一つとして指摘しうるのが、スロヴァキアの中でもとりわけ「西側」オーストリアとの国境地帯を調査対象としている点である。体制転換後より、旧東欧諸国においても「ユーロリージョン」に代表されるような越境プロジェクトが行われるようになり、EU加盟・シェンゲン加盟を経て、国境の壁はなくなったように見える。しかし、本書を読んでうかがえるのは、社会主義期に生じた「断絶」の強さである。オーストリアへの越境が日常的であった戦前に比して、国境が鉄条網で区切られた間にスロヴァキア西部国境の村落社会は国内で完結するようになり、ドイツ語とのバイリンガルの伝統も失われていった。1989年以降の国境開放は、必ずしも理想的な「多言語・多民族共生」の構築につながったわけではない。本書の調査地域からオーストリアへは、ハプスブルク帝国時代から多くの労働移動がみられたが、その実態はスロヴァキア人が「安価な労働力」として位置づけられていたことによって成り立っていた。体制転換後のスロヴァキア村落の若者は、「かつての「格差」を前提としたつながり（92頁）」を再構築するのではなく、海の向こうの英語圏に目を向けるようになってきているという。このように著者は、国境地帯における人々の「越境」のみに焦点を当てることなく、社会主義期の意識調査を踏まえて冷静に筆を進める。

本書でも指摘されるように、体制転換に伴って欧米で着目された「市民社会」は、社会主義期の価値システムを存続させた「村のアソシエーション」とは幾分か齟齬があった。著者はそうした齟齬に目を向けることで、国境開放後のオーストリアとの交流によってスロヴァキア西部国境地帯にもたらされた経験を再構成する。人々は「現実を生きるため」に、「ゆるやかなモラルリティの存在」をもとにアソシエーション活動を行うことで、デモクラシーの「作法を活用したのである（286頁）」評者としては、このような「デモクラシーの作法」が、高い失業率に苦しみ、「西側」国境が遠い世界であるスロヴァキア中・東部の村落においてはどのような形で存在しえたのか、気になるところである。

最後に、昨今のヨーロッパ社会においては、主にイスラーム系の移民問題に代表されるポピュリズム、排外主義が政治的イシューとなって久しい。ヨーロッパ現代史においても、移民に代表される多文化統合の問題点はもっとも活発に議論されているテーマとあってよいだろう⁴。その意味では、本書が扱ったスロヴァキアの村落社会は、西欧諸国で報じられるような「ヴェール論争」や移民排斥運動とは、一見すると無縁に映るかもしれない⁵。しかし、本書が論じたように、「移動しない人々」も暮らすフィールドもまた、これらの問題を呼び起こしたネオリベラリズムのまさに足元で生じている世界なのである。著

会—同意調達の諸相」安田常雄編『シリーズ戦後日本社会の歴史1 変わる社会、変わる人びと—20世紀のなかの戦後日本』岩波書店、2012年、211-229頁。

⁴ 例えば、クリスチャン・ヨブケ（伊藤豊、長谷川一年、竹島博之訳）『ヴェール論争—リベラリズムの試練』法政大学出版局、2015年；森千香子『排除と抵抗の郊外—フランス「移民」集住地域の形成と変容』東京大学出版会、2016年；高橋進、石徹編『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ』法律文化社、2016年など。

⁵ 現実には、スロヴァキア及び東欧諸国ではロマ系住民との多民族共生/排除の問題が政治的イシューとなっている点も指摘される。川崎嘉元編『エスニック・アイデンティティの研究—流転するスロヴァキアの民』中央大学出版部、2007年、28-30、46-47頁；倉金佳「ツィガーニをめぐる政治空間—二〇一一年春 ハンガリー・ジェンジェシュパタ村騒動から」柴宜弘、木村真、奥彩子編『東欧地域研究の現在』山川出版社、2012年、263-284頁。

者が提起する「ネオリベラルな統治がもたらす新たな排除への抵抗」のありかたを、私たちは問い続ける必要があるだろう。

(本稿は、2016年7月の筑波人類学研究会報告を基にした書評である)。

神原ゆうこ著『デモクラシーという作法—スロヴァキア村落における体制転換後の民族誌』(九州大学出版会, 2015年) . 定価 4,500円(税別) .

執筆者一覧

松岡 格	文化人類学
辻河 典子	ハンガリー・中央ヨーロッパ近現代史
J A 日下	英語圏文学
北田 依利	ジェンダー、植民地主義、歴史学
遠藤 嘉広	旧ユーゴスラヴィア地域現代史
森下 嘉之	チェコ近現代史
水野（角田） 延之	西洋史学（フランス革命史）
春山 雄紀	西洋史学（チェコ近世史）

編集後記

今年度のENSGは「移動管理と市民権」というテーマで書評特集を組みました。EMSの研究会で取り上げた本などをこうして書評というかたちで紹介していただけると、それまで見えにくかったもの、気づかなかったことが可視化されるように思われます。

世間ではコロナウィルスが流行しており、様々なアカデミックなイベントも延期や中止となり、学問の世界も少なからずその影響を受けています。先日ある論文集を読んでいたら、異常事態 (anomaly) にこそ日常生活に潜んでいる諸問題が表面化し、それゆえ“The anomaly is where the researcher should start looking”という記述をみかけました。「移動管理」という言葉が今回の書評テーマに含まれていますが、コロナウィルスの拡大防止をめぐる各国の入国管理をみると、そこには通常時は見えにくかった様々な事柄が見えてくるかもしれません。

コロナウィルス関連では、今カミュの名著を読み返すことがある種の流行となっています。疫病に関する文学作品で代表的なものには、デフォーの著作や、プーシキンやシェイクスピアの劇などもあります。コロナウィルス関連の出来事は私達にとって、そして後世の人々にとって、はたしてどのように記録され、記憶されるのでしょうか。

(ENSG 編集者 JA)

写真出典

《表紙》 遠藤嘉広

ENSG:
Ethnicity, Nation, Society, and the Globe:
Ethnic Minority Studies
vol.3
エスニック・マイノリティ研究
第3号
発行：2020年2月29日
ISSN 2432-9576

編集委員（名字五十音順）：
遠藤嘉広、**JA** 日下、栗林大、香坂直樹（編集長）、松岡格、森下嘉之

発行所：エスニック・マイノリティ研究会
〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1
獨協大学国際教養学部 松岡研究室内

URL: [http:// sites.google.com/site/emstudies](http://sites.google.com/site/emstudies)

ENSGに掲載された論文等の著作権は著者と編集委員会がともに保持する。無断転用・転載を禁じる。
Copyright ©2020 by individual author and ENSG editorial board. All Rights Reserved. This material may not be published or reproduced without permission.